

公家における明治維新

——岩倉具視を中心に——

五十嵐暁郎

はじめに

明治維新を遂行した実力者が西南雄藩の下層武士階級出身の政治家たちであったことは言うまでもないが、三条実美や岩倉具視をはじめ公家出身者の果たした役割も無視することはできないであろう。天皇を権威のよりどころとして戴く維新政権であるがゆえに、その名目的な筆頭の役割を担ったのはこの階層集団出身者たちであった。維新政権の権力基盤がいまだ不安定な明治初年において、彼らが背景とした正当性がこの政権の権威確立のために果たした機能は小さくなかった。また、雄藩出身の政治家たちと提携して行なった維新政権の運営において、天皇の権威の発動や藩閥出身者から成る政府内部の取りまとめなど、三条・岩倉などが担った実際上の役割も無視しえない。さらに、維新国家が天皇制国家への道を歩んで行くにあたり、天皇支配の伝統的正当性に依拠する公家出身政治家たちの思想・意識がどのように体制確立に反映されたのかということも、明治維新史研究において重要な視角たりえよう。

それにもかかわらず、明治維新史における公家の思想を分析した研究は数少ない。ここでは維新政権における公家出身の実力者であり、また維新後の公家出身者および旧藩主層——華族集団のリーダーとして重要な役割を果たした岩倉具視の思想の展開を分析する。また、その分析をつうじて、公家政治家一般に固有の行動と意識・思想にも言及したい。

ここであらかじめ岩倉具視（一八二五—一八八三年・文政八—明治一六）の政治的生涯を概観すると、彼は下級公家の堀河家に生れ、満十二才の時にやはり下級公家の岩倉家の養嗣子となった⁽¹⁾。同じ年に昇殿を許されて宮廷人となった岩倉は、幕末期における内外の政治問題に強い関心を抱くようになり、やがて一八五八年（安政五）の十八公家列参運動、和宮降嫁問題で幕末政治の舞台に登場した。当時の岩倉は、下級公家の身でありながら政治に関心をもち、こまめに、あるいは小賢しく立ち廻るので、軽蔑の意味をこめて「岩吉」とあだ名されていた。また、婉曲な表現を用いる京の公家社会の中であって、断言をはばからず自説を直言するために「岩倉の切り口上」として知られていた⁽²⁾。いずれも岩倉の、公家社会においては異色の性格や才能を示すものである。その後、幕末政治状況の急転のために、公武合体論を唱え活動した岩倉は対立する公家集団によって弾劾され、辞官落飾して洛北の岩倉村で維新の直前まで約五年半の潜居生活を余儀なくされるが、岩倉の謹慎期間が長びいた原因の一つは、前述のような異才の持ち主にして強い政治的関心を抱く人物にたいする周囲の警戒であった⁽³⁾。

明治期のジャーナリスト池辺三山は、岩倉の政治家としての能力について、「勘忍強い」こと、オリジナリティのある「卓識家」であること、そして「主義の人」でありながらその「主義の活用は実地実勢に応ずることを心掛ける」ことをあげている⁽⁴⁾。そのような岩倉の政治的能力は、明治維新によって十分な活動の場を与えられることになるが、政府の実権を握ったのは出身藩の実力を背景にした大久保利通、木戸孝允はじめ雄藩出身の政治

家たちであった。維新当初こそ天皇支配の正当性を担って重職者に名を連ねていた公家出身者も、政治家としての能力や実務経験が不足なためにしだいに政治・行政の第一線から後退していった。そのような状況の中で、公家にはまれな能力の持主である岩倉は、周知のように雄藩出身政治家の第一人者である大久保と緊密に提携し、また名門出身ゆえに維新政府の最高位を占めた三条を助けながら、「藩閥の守り本尊」⁽⁵⁾として政権の運営にあたった。その間、政府内の藩閥勢力間の対立を調整しながら数多くの改革を実行していったが、欧米使節団の大使として、征韓論争の当事者の一人として、大久保没後の維新政府の中心的人物として、岩倉が果たした現実の役割は小さくない。

同時に、公家出身の第一人者としての岩倉の役割も見のがすことができない。華族の経済的、社会的確立のために銀行の創立、鉄道事業の振興、学習院の創立などに率先してあたったが、岩倉が晩年に心血を注いだのは皇室そのものの保存、天皇支配の「国体」を維持することであった。公家として生まれ、明治維新という皇室の歴史にとっては「中興の大業」をなしとげて維新の元勳の筆頭に数えられる岩倉は、自己の目標を十全に達成したかに見える。しかし実際には、晩年の岩倉は確立されつつある明治国家に少なからざる不満を抱いていた。公家にとっても、明治維新は手ばなしで満足しうる変革ではなかったといえよう。

(1) 岩倉の伝記的著作は数多いが、代表的なものとしては多田好問編『岩倉公実記』（以下『実記』と記す。一九〇六年刊、一九六八年に原書房から復刻。）大久保利謙『岩倉具視』（一九七三年、中公新書）がある。史料としては日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』（以下『文書』と記す。全八巻、一九二七、三五年刊）他があるが、詳しくは大久保、前掲書巻末の「参考文献」のリストを参照。

(2) 大久保、前掲書、五頁。

(3) 千種有文が岩倉への書翰で伝えたところによれば、岩倉の政敵である中川宮朝彦親王は孝明天皇の岩倉赦免案に対して「岩倉ハ中々六箇敷者ニ而必ス天下ヲ引クリ返ス程之事モ可致ニ付、只今出仕ハ差支申候」として反対したという。『実記』上、九九三頁。

(4) 池辺三山『明治維新三大政治家』中公文庫版、七七頁。

(5) 同右。

公家にとっての明治維新は、六世紀余の武家支配によって失われていた皇室の權威と、同時に彼ら自身の政治的・社会的な地位の回復をめざす変革であつた。岩倉の政治的生涯を貫いている目標もまたそこにあつた。彼の思想形成期における次のエピソードは、岩倉のその後の生涯を暗示している。

岩倉家の祖父具集ともあひは、機会あるごとに養子に来て家系を継ぐことになつた具視にむかつて岩倉家の歴史を語つて聞かせた。具集の祖々父尚具はその父の恒具とともに、江戸中期に竹内式部が中心となつて皇室の權威回復をはかつた宝曆事件に連座し、式部の説に共鳴した罪をもつて処罰された。尚具は子孫にたいし、かつて後三条天皇が摂関の權勢を憤つて皇權の回復をはかつたとき、遠祖にあたる久我師房・俊房・顕房らが翼賛するところがあつた。自分はその支流の家に生まれいささか報公をはかろうとしたが、ついに摂関家に押えられた。お前たちは自分の微志を継いで忠孝の二字を忘れず村上源氏の名声を汚すなかれ、とさとしたという。具集も鎌倉幕府開設以降の歴史を語るときは「長大息シテ袖ヲ湿スコト数々」であつたといふ。⁽¹⁾

祖父が語る家の歴史に岩倉は、「慷慨ノ心勃々トシテ禁スルコト能ハス。是ニ於テ恒具・尚具二人ノ遺志ヲ継ギ、始メテ皇權收復ノ鴻図ヲ籌畫スルノ大志ヲ立」⁽²⁾てたというが、この物語りが春秋左氏伝の輪講をぬけ出して将棋の勝負に熱中したという勝気な少年に深い感銘を与えたことが想像される。皇室の權威回復は岩倉にとって

家の伝統的信条であり、彼の政治的生涯を貫く目標⁽³⁾であった。その後の岩倉は公家たちの先頭に立ってこの目標を追求し、公家にとっての明治維新を実現するために政治活動を展開することになるのである。

このような志を抱いた岩倉がやがて太閤鷹司政通に接近したのは、むしろ必然的だったと言える。政通は前関白で朝廷の隠然たる実力者であったが、それだけではなく気魄・知略・決断力に富んだ、公家社会では稀な能力の持ち主であった。さらに政通の妻が水戸の徳川斉昭の姉であったことから水戸徳川家との関係が密接であり、水戸家をつうじて幕政や、さらには海防問題、海外事情についての情報を得ていた。幕末政治状況の全体像を把握しているということは、政治的な見聞や関心が乏しい公家社会にあっては例外的なことであった⁽⁴⁾。この政道による感化もまた、岩倉の思想形成に及ぼした影響は少なくなかったと思われる。

一八五三年（嘉永六）岩倉は政道の歌道の弟子になるという名目で、この卓越した能力と権力とを合わせもつた朝廷の実力者に接近することに成功した⁽⁵⁾。折から欧米列強の船舶がしきりに近海に出没して海防の危機が叫ばれ、天皇もこの問題を憂慮してしばしば関白に命じて海防を嚴重にするよう幕府に諭旨を下していた。それにもかかわらず公家たちは泰平遊惰の気風に染まって、軍事は武家の役目とばかり海防問題に関心を払わないばかりでなく、学問もせず、ただ歌を詠じ鞠を蹴り管絃を奏することを本務と心得て満足していた。岩倉はそのような公家社会の状態に不満を抱き、朝廷の制度を改革し公家たちの弊習を一掃しなければならぬと考えていた。この改革案を権力者の政通に説いて実現したいというのが岩倉の意図したところであった。

政通もまた、かねてから朝廷改革の必要を痛感しており、左大臣に就任以来老中と協議して朝廷の礼典祭儀の復興をはかり、その幾分かを実現していた。また、薄祿または無祿のために卑劣な行為をおこない、ために朝廷の権威を失墜させている公家たちのために、彼らの生計が成り立つようと、水野忠邦が京都所司代であったと

きに改善策を協議し数回にわたって老中に交渉したが、この件は実現を見ないでいた。岩倉の意見を聞いた政通は大いによろこび、また彼を信頼したという。⁽⁶⁾

岩倉は政通との話し合いをつうじて、公家の生計が立つようにはじめて彼らの行動も改まるといった、現実的な思考態度を植えつけられたと思われる。現実的な思考態度は、その後の岩倉の思想に一貫して見られるものである。また、権力をもたない公家が制度や状況を変えするためには、権力や状況にたいして粘り強く働きかける他ない、という公家の政治技術を学んだと思われる。さらに、後に見るように、岩倉が内外の事情について詳細で具体的な知識をもつに至ったことも、政通の教示ぬきには考えられない。

岩倉が政通と接しはじめたこの年にペリーが来航して海防の危機は現実のものとなり、この年の暮政通は「御国体に拘り候儀有之間敷共難申」⁽⁷⁾危機に直面していることを心得るよう公家たちに諭した。これに応えて岩倉は朝廷の人材養成のための「文武学ヲ興スノ議」を政通に提出したが、その中で、「非常ノ時態」に際して「朝廷ニ於テモ和歌、蹴鞠両道ノミヲ奨励シテ已ム可キノ秋ニ非ラサルヲ以テ、人材ヲ教養シテ非常ノ用ニ備フルノ御経画ハ一日モ猶予スヘ」⁽⁸⁾きではなく、先般設置された学習院を改革して「実用ニ適スル人材ヲ陶冶スルヲ以テ眼目ト為ス」べきであると提案している。

また、国内政治は朝廷が幕府に委任しているが、外交問題に関しては朝廷が本来持っている主権を発動すべきであるとして、次のように述べていることが注目される。

御国内ノ政事ハ関東ニ御委任アルモ、異国事件ハ御国内ノ政事ト其途ヲ殊ニシ、一朝措置ヲ誤マルトキハ御国体ニ関係スルヲ以テ、朝廷ニ於テモ関東ニ御委任アリテ御安心セラレス始終其詮議振リニ御注意アラセラレ、万一ニモ御国体ニ関係ス可キ失当ノ措置アラハ断然勅命ヲ以テ差止メ給フ可キノ御覚悟ナカル可カラス。⁽⁸⁾

ここには朝廷が「国体」にもとづき本来の主権者であることの強調と、外交問題を契機として朝廷の権威を回復しようとする意図が読みとれる。政通は、「岩倉大夫ハ眼彩人ヲ射テ弁舌流カル、カ如シ。誠ニ異常ノ器ナリ」と人に語ったという。鷹司政通の知遇を得た岩倉は一八五四年（安政元）三月に侍従となり、同年六月に従四位下、五七年（安政四）正月に従四位上に昇叙、そして同年一二月には侍従兼近習となった。つまり常時朝廷に参仕して天皇の側に侍することになったのである。⁽¹⁰⁾このとき岩倉は三二才であった。

このようにしだいに頭角をあらわしてきた岩倉が一躍注目をあびるようになったのは、一八五八年（安政五）のいわゆる堂上八八人列参運動であった。五七年の暮以来、幕府は米国との通商条約の勅許をもとめていたが、孝明天皇はじめ朝廷はこの願いを再三にわたって拒けた。そのために幕府にたいする朝廷の権威は相対的に高まったが、同時に朝廷は幕末政治における重大な決定権限を握ったことにより、やはり外圧を契機として発言権を増してきた諸藩や尊攘派志士などの注目と期待を集めるようになった。さらに將軍継嗣問題をめぐって一橋・南紀の両派が争い、諸藩志士たちと入り乱れて朝廷工作が行われるに至って、朝廷は急激に幕末政治の渦の中心となつていった。

そして、条約勅許をめぐる朝幕間の軋轢の過程で、朝廷の最高責任者である関白九条尚忠が幕府側の懐柔によつていったん決定した勅答の改鼠をはかったとき、岩倉はこれを回復の好機を得た朝廷の権威を再び失墜させるものであるとして、関白案阻止のための行動に立ち上った。岩倉は意見を同じくする久我建通・正親町三条実愛・中山忠能・大原重徳と協議して列参つまり集团的デモンストレーションを計画し、大原とともに有志の公家の家々をまわって参加をよびかけた。翌三月一二日、権大納言から平公家まで八八人の公家が規則を無視して御所に結集して氣勢をあげ、関白案の撤回をもとめた「諫疎案」を確認、連署して左大臣近衛忠麿に迫った。つづ

いてこの一隊は九条閑白邸に押しかけて閑白案の撤回を要求した。この事件の衝撃はまたたく間に公家社会全体に伝わり、翌一三日には天皇に近侍する職員とも言うべき非藏人五七人が申合せて閑白案反対の歎願書を各方面に提出、十七日には下級公家である地下官人九七名が同じく上申を行った⁽¹¹⁾。これらの運動の圧力によって閑白は自案を撤回せざるをえなくなり、岩倉らの目的は達せられた。

集団的示威行動あるいは多数者の意志表明が決定を左右したこの事件は、閑白などごく少数の人物が権限を握っていた従来のような決定過程とはことなる、より状況的な幕末政治のダイナミズムを朝廷内に導き入れたといえよう⁽¹²⁾。岩倉はこのような画期的な状況の変化とともに、朝廷政治の新しいリーダーとして幕末政治の舞台に登場したと言えよう。

ところで、このとき岩倉がどのような状況認識と展望にもとづいて行動を起こしていたかは、彼が列参事件の数日後に天皇に内奏した「神州万歳堅策」によって知ることができる。この長文の意見書には岩倉の初期思想が展開されている。

意見書の冒頭で岩倉はまず、日米通商条約を勅許せず鎖国政策を維持すべきことを夷狄観、「皇国（神州）観」にもとづいて主張している。

若シ和親同盟等於許容者、天孫神聖清浄ノ神州、醜虜犬羊糞土ノ域ト接シ血ヲ飲ミ毛ヲ茹フノ輩ニ伍ヲナシ候事、大小ノ神祇、世々之聖主之被為対候テノ儀ハ勿論、弘安ノ先皇之如何可有之哉。皇天ノ悪ミ神明ノ罰何レニヨランヤ。恐懼スルニ暇アラス。且、当時世界ノ形勢変革ノ説ハ墨夷ノ弁論ニシテ古昔ノ良法ヲ廢棄ナサシメン計ナランカ。……古来制度ノ通り被為守候事、朝家安全、武運長久、天下泰平ト奉存候⁽¹³⁾。

しかし、このような態度は公家をはじめ当時一般に見られたものであったといえよう⁽¹⁴⁾。岩倉の「攘夷」論の内

容をさらに立入って検討するとき、彼の思想の特徴が浮かび上ってくる。右の観念的な鎖国論のすぐ後には、欧米諸国との貿易が国内の必需品の欠乏をもたらし、ついには戦端を開くことになるという予測がのべられている。⁽¹⁵⁾ 他方、鎖国を続けた場合に気懸りなことは、西欧諸国のわずか一、二艘の軍艦によって国内各地の物産や兵糧を運搬する「海上漕運ノ要路」が遮断される恐れがあることだと述べている。⁽¹⁶⁾ また、「和戦共ニ彼カ風土・人心等ヲ不知ハ所謂井蛙ノ論ニテ無智ノ至極」であるとして、朝廷・幕府・諸藩三者の代表からなる使節団を欧米に派遣し、条約締結の前提として諸外国の実情を調査すべきであると提案している。⁽¹⁷⁾ 状況にたいするこのような判断は、岩倉がすでに現実的、実際的な思考の持ち主であったことを示している。

つぎにこの難局の打開策について見ると、まず当時幕府（とりわけ將軍継嗣問題にからんで井伊直弼ら紀州派）に対抗して朝廷工作いわゆる「京都手入れ」を行っていた薩摩・長州両藩をはじめとする雄藩と朝廷が結合することにたいして強く反対していることが注目される。このことは後年の岩倉が薩摩藩と緊密に連携するようになることとは対照的である。当時の岩倉は、ペリーが初めて浦賀に来航した際に奮起した諸藩の家臣たちも日米和親条約の調印後は「其志望ヲ失ヒ、其銳氣已ニ挫ケリ」⁽¹⁸⁾と観測しており、また「当時、家名家祿共ニ牛耳ノ大藩、其任（全国の海防を雄藩に委任するという場合、その責任の地位―五十嵐、以下同様）ニ当ル人躰如何可有之哉」⁽¹⁹⁾というように、雄藩の実力、人材にたいして不信感を持っていた。

岩倉はむしろ、朝廷が雄藩と結びつくことによって国内の分裂を招くことを最も恐れていた。

此挙ニ乗シ大内裏ノ昔ヲ存シ、或ハ深ク諸大名ヲ頼存候ナトハ、決テ不宜所ニ候。仮令、東ニ伊達・西ニ志摩津（島津）各奮起シテ奉護朝家ヲ候モ、小事ニシテ挙用スルニ不足。今ヤ外、諸藩ノ大敵ヲ引受、内チ争乱ヲ生シ、徒ニ士民ヲ損害スル事、誠ニ可悲歎義ニ存候。⁽²⁰⁾

このような思慮にもとづいて岩倉は、今回の幕府の態度は「偏ニ輕蔑朝家仕候次第、猶此外不審不当ノ條モ有之、始終糺問致度事二者候得共」と不満を表明しながらも、外圧にたいして「国内一致」を最優先させ、徳川家を中心とした幕藩体制の維持・強化を国内体制の骨子としている。

今ニ至リ候テハ、ケ様ノ既往ハ不及論敷。唯々国内一致、且徳川家長久、并ニ征夷ノ名号不空カラサラシメ、武威益盛
ン成ルヘク、厚キ思召ノ趣実事ヲ以テ心服仕候様、宜ク大義ヲ失ハサル弁舌ノ人ヲシテ御説得被為候ハ、和順ニシテ
勸諭ノ旨被為立候様拜服致シ可申哉。⁽²¹⁾

しかしながら、この文面にもあらわれているように、岩倉は外圧への対処というナショナルで新たな課題をともなった時代状況を背景に、次第に朝権を回復すべく慎重に布石を打ちはじめていた。いわば外圧にたいして公武合体で対処しようとする一方で、外圧をテコにして、権威を失墜しつつある幕府にたいして朝廷の地位を相対的に上昇せしめようと図ったのである。

当時、朝廷主脳部の間でも外圧問題を機会に幕府にたいする朝廷の権威を回復しようとする勢いが強まっていたが、一八五八年（安政五）六月に幕府が朝廷に無断で日米修好通商条約に調印すると、これに激怒した孝明天皇を中心として、朝廷は幕府にたいする対立の姿勢をつよめていった。⁽²²⁾同年八月には反九条閔白派の近衛忠熙らが画策して幕府の無断調印を咎め、さらに幕政に干渉した勅諭（戊午の密勅）を幕府の頭越しに水戸藩に下した。岩倉はこのような手段が幕府の反発をよび起こし公武間の対立を深めることを憂慮して、一時これを阻止するために運動したが、重臣たちを説得することはできなかった。⁽²³⁾やがてこのような反幕府的な動きに対抗して大老井伊直弼が尊攘急進派の志士や公家にたいする弾圧（安政の大獄）に乗り出し、朝幕関係は一挙に緊張した。

このような状況にたいして岩倉は、弾圧の手が朝廷の重臣に及ぶのを阻むためと朝幕間を融和するために積極

的に幕府側に接近した。禁を犯して伏見奉行・内藤豊後守や京都所司代・酒井若狭守に会い公武合体の必要性を説いている。その延長線上で岩倉は和宮降嫁を推進するが、その間も所司代と密接な関係をもったために佐幕派として尊攘激派らの批難を浴びるようになっていくのである。

一八六〇年（万延元）三月、桜田門外で水戸・薩摩両藩士によって大老井伊が暗殺され、動揺した幕府は朝幕間の融和策として皇女和宮を將軍家に迎えることを提案した。はじめは孝明天皇はこれを拒否したが、天皇の諮問を受けた岩倉は公武合体のためにこの縁組を積極的に推進すべきであると答申した。⁽²⁴⁾

岩倉はこの意見書の中で現状を分析し究極的目標を明確にした上で、和宮降嫁問題を含めて現在とるべき手段についてのべている。まず、幕府は外圧に対処しえず權威を失墜したがゆえに、「関東之覇權ヲ粉飾仕り、天下之人心ヲ屈服」するために和宮降嫁を願っている、と幕府統治の衰退を説明し、その結果国内の統合は崩壊しつつあり西欧列強は植民地化の機会を狙っているという「皇国危急之秋」に立至っていることをのべ、この危機を脱し新たな統合を形成するために主權を朝廷に奪回するという究極的目標をはじめて明確に打出している。

依之其匡濟之長計を愚考仕候二者、関東へ御委任之政柄を隠然と朝廷之御收復被遊候御方略に被為拠、先づ億兆之人心を御攬、其帰向する所を一定為致候而、輿議公論に基き御国是を儼然と御確立被遊候半而者難相成と奉存候。……覇權の地に墜ちたる関東に御依頼被遊候而内憂外患を防遏仕り、皇威御更張と申す儀は世俗の諺に申候長竿を以て天上の星を敲き落すか如き者に御座候而、徒勞多く実効を見ること能はざる義と奉存候。⁽²⁵⁾

新しい体制を「輿議公論」に基礎づけると、漠然としてはいるが、すでにのちの藩閥政権のように諸勢力の協力体制（「公議輿論」）の上に朝廷政権を築こうとしていることが注目される。

また、主權を奪回するためには将来武力衝突は不可避であるという見通しを立てながらも、しかし慎重に内外

の状況を見極めながら漸次幕府の実権を奪って行くべきだとのべているところに、岩倉の「堪忍強さ」があらわれていると同時に、幾重にも困難な条件の下でしかも武力や経済力を持たない朝廷を中心とした体制を築き上げていくリアリスティックな政治家としての能力を読みとることができるといえる。

乍併此大事業を急遽に成就仕候には固より口舌の能く為す所には無之候。必ず干戈に訴へ不申候半而は難相成、左候而者却而天下之大乱を可醸之基とも相成不可然候。只々時機到来を御待被遊、漸次其指針に従ひ御動き被遊候半而者難相成候。今日関東の覇権は最早衰運とは乍申、東照公以来二百余年間太平を被致候得者、其徳沢は人心に浸染仕居、譜代恩顧之大小名も沢山御座候……加之一隅に割拠仕時機を相待ち候而動き可申者も出来仕、遂には関東に代り覇権を掌握可仕之謀策を運し可申者も無御座とは難申候。若又此虚に乘し申候而浮浪過激之徒は五蛮の商館を焼打杯仕り一時の快意を取り可申者も出来仕候而、五蛮之者は申合せ此暴行を防禦可仕を名と致候而疾呼長駆仕り、沿海之國郡を掠奪仕候而擅に其國の旗幟を建つる様之事柄無御座とは難申候。箇様に相成候而者内憂外患一時に差迫り、儼然と御國是を御確立被遊度御盛意は却而五蛮之術中に陥り候拙計と相成可申次第に御座候。⁽²⁶⁾

岩倉はいまだに尊攘派志士や雄藩にたいして不信任を抱いているが、そのことは実力を持たぬ公家政治家である彼の政治目標の実現可能性を狭くしていたと思われる。また、実力の基盤を持たなかったがために、岩倉はこの後急激に変化する幕末政治状況の荒波に翻弄されざるをえなかったのも当然であった。

ともあれ岩倉は和宮降嫁を契機に公武合体を実現し、さらに降嫁許容の「聖恩」をもとに「大政御委任之名義は猶関東に存在乍仕、其実権ハ朝廷に於て被為握候御事に相成可申候⁽²⁷⁾」というように、幕府の「実権」を朝廷の手に奪回すべきことを主張した。孝明天皇も彼の意見に動かされてか、しだいに軟化して条件つきで降嫁を認めるようになり、岩倉にその指揮を委ねた。岩倉はこのときはじめて天皇の意志をリードし朝廷の重大決定を引出すことに成功したのである。またその後も和宮降嫁に関する事務全般をとりしきり、さらに和宮に随行して江戸

に到着した後は幕府の重臣を相手に談判を行なって、ほぼ独力で彼らを圧倒して將軍の誓書を取りつけ、井伊大老暗殺後動揺する幕府支配に楔を打ち込むことに成功した。⁽²⁸⁾これは岩倉の公武合体論にとって前進であった。また、和宮降嫁一件によって岩倉は孝明天皇の信頼を勝ち得、その名を広く知られるようになった。

ところで和宮降嫁が行われた一八六一年（文久元）ころから西南雄藩の動きは活発化し、とりわけ薩摩・長州は幕府と対抗し、また互に競って朝廷への接近を企てた。岩倉はすでに和宮降嫁以前に、「航海遠略説」を説く長州藩の長井雅楽と会見していたが、六二年（文久二）に入ると堀次郎を媒介として薩摩藩と接触をはじめた。とりわけ藩主の実父で実権者の島津久光の上京に際しては、朝廷内改革派の実力者である中山忠能・正親町三条と結んで薩摩藩の朝廷接近を助けた。

このとき岩倉が中心となって、外圧と内政に対処すべく朝廷の基本政策（「三事策」）を決定したが、そこでは朝廷優位の公武合体を主軸とした国内協力体制を築くことを掲げると同時に、豊臣秀吉の海防策にならって大藩を「五大老」とし国政に参加させ海防にあたらせること、さらに一橋慶喜・松平慶永の登用といった幕府政治への干渉を打出している。⁽²⁹⁾ここでは岩倉が国内政治の変革目標を公武合体から大藩の協力体制の方向へ移行させ、徳川幕藩体制を解体しつつ薩長両藩はじめ大藩が政局に進出してきた状況に対応する新たな国内調和を目ざそうとしていることが注目される。

だが西南雄藩の抬頭の勢いは岩倉の予測をこえて急激につよまり、幕府を圧倒する實力を發揮して政治状況を支配するに至った。とくに長州藩急進派や志士によるいわゆる尊攘激派の運動は、幕府との対立を鮮明にし、公武合体派の排撃を唱えて一時京都を席捲した。岩倉も久我・千種らとともに公武合体策である和宮降嫁を推進した「四姦二嬪」の一人として糾弾され、姉小路公知・三条実美ら急進派公家たちの弾劾によって朝廷の地位を

追われ、仏門に入ること（辞官落飾）を強要された。さらにテロ（「天誅」）の脅迫を受けて、難を避けるために洛外の寺院を転々とする日々を送らざるをえなかった。

(1) 『実記』上、一一頁。大久保『岩倉具視』一一頁。尚具の二代あとの具選も「勤皇の志深く、常に皇室の式微を浩嘆し、皇権の回復を以て志とな」した。彼は勤皇家高山彦九郎の同志であったという。（西村文則『岩倉具定公伝』一九四三年、北海出版社刊 九頁。）

(2) 『実記』上、一三頁。

(3) 維新後岩倉は宝暦事件の歴史編集を計画し、史料収集を命じたという（『実記』一四頁参照）。尊攘急進派公家で三条とともに「七卿落ち」した東久世通禧も村上源氏の門流であり、また先祖が宝暦事件に連座している（東久世通禧『維新前後』一九二一年、博文館、一二頁以下参照）。

(4) 政通はひたすら「夷狄」恐怖の念に駆られていた公家社会の中であって開国論を唱えていた。大久保、前掲書、一四―一五頁。

(5) 同右、一六頁。『実記』上、六八頁。

(6) 大久保、前掲書、一八頁。

(7) 『実記』上、九九頁。

(8) 同右、一〇〇頁。

(9) 同右、一〇一頁。

(10) 大久保、前掲書、二〇頁。

(11) この事件の経過は、同右、三七―四六頁に詳しい。

(12) 朝廷内には、このような新しい動きに対する反発もかなり強かった。当然幕府側からの批判も見られる。たとえば橋本左内の次のような評言がその例である。「過日八十六人^(ヤ)結党申立の条、官家にては大喜び、すこぶる廷議を扶持仕候え共、此類は南北朝以来官家の僻、事の善悪にかかわらず動もすれば力様の事いたし候。此誠に恐るべき事、政権下に移、王綱の振わざるも此等より生じ候事、是を関白、一の人に渡らせられながら王法を以て御糺しこれなく候条、却つて遺憾とも存せられ候などの説これあり、如何にも至当に存じ奉り候。」（日本史籍協会編『橋本左内文書』「中根雪江宛書翰」、大久保、前掲書、四六頁に参照。）

他方、在野の志士たちは、列参事件を「八十八人は神風」と賞讃したという。(『実記』上、一八二頁)

(13) 『文書』一、一二〇頁。同一の文書が『実記』『文書』ともに収められている場合は、前者は後日に修飾がほどこされている可能性があるため、前者によることにした。また、鎖国論の根拠として、「国民近年大ニ窮セリ。然ルニ夷人姦謀ヲ回ラシ些ノ恩ヲ施シ与エ些ノ利ヲ加ヘ邪法ヲ以テ之ヲ誘ヒ之ヲ惑ス時ハ、姦商頑民之レニ従フ事水ノ下ニツクカカクナラン」と、列強の懐柔による民衆の離反を恐れている点は、水戸学の『新論』の影響を思わせる。

(14) たとえば次の文面からも、外庄にたいする当時の朝廷の対応ぶりをうかがい知ることができよう。「蛮夷国賊降伏国内一致平穩之御祈、神職僧侶名譽之一体被相撰被仰付可然……何分夷賊追々及強請、既ニ神州之瓊瑾ニモ可相成哉ト只々春來格別被惱宸襟候御事、諸臣一同実ニ不堪恐懼……」(日本史籍協会編『三條實萬手録』一、一七八頁。)

(15) 「諸蕃ノ大國大衆ヲ引受、何ヲ以テ交易ニ当ランニヤ。五穀ヲ初メ國産必用ノ諸品、神州ニ足シメ余分ヲ以テ取賄ンニ於テ者、十二ニモ不可足、不奪不鑿ノ衷情、猶飽キ足ラシメンニハ國民年々困乏ニ至リ、誰カ墨夷ノタメニ是ヲ不忍哉。終ニ憤怒ノ余リ、是非ノ論ナク自ラ兵端ヲ開クニ至ラン事必セリ。(『文書』一、一二二頁。)

(16) 同右、一二三頁。

(17) 同右、一二五頁。もつともこの提案には条約交渉を引延ばそうという意図も含まれていた。

(18) 同右、一二二頁。

(19) 同右、一三一頁。

(20) 同右、一二七頁。

(21) 同右、一二六頁。

(22) 孝明天皇は条約調印の報に接した直後、幕府の態度を憤って讓位の意志を表明し、また同年八月には幕府を詰問し強い姿勢でのぞむべきであるとして、次のように述べている。「関東申聞之通和親候而者害遅く、又拒めは害速と承知候得共、何れニ致候而も天下之大患、於親而者皇國之大体を失ひ、尤患増長ニ相成候事顕然之時者、公武共ニ禍ニ相成候半哉と存候。京都計之為を存候ニ而者無之、差当り徳川家之為不宣と存、無隔心返答候處、去六月廿一日迄一事之往返も無之、只々無扨次第二而条約調印為濟候由、屈棄同様ニ申越候事、如何之所置ニ候哉。嚴重ニ申せは違勅、実意ニ而申せは不信之至には無之哉……右之次第を捨置候はは朝威相立候事哉。如何ニ當時政務

委ニ任于関東之時乍も、天下国家之危亡に拘る大患を其儘ニ致置候而者……奉_レ対_シ神宮己下_一、如何可_レ有_レ之哉。只公武間柄ニ拘る事計配慮候者柔弱薄忠之人之事、平常之時と違ひ如_レ此国家之一大事、関東之横道之時節何事も聞濟候而者、却而如何可_レ有_レ之哉。」(『実記』上、二一五―一六頁)

(23) 岩倉は近衛忠熙らの間をまわり、当時將軍継嗣問題で幕府の譴責を受けていた水戸斉昭に勅諭を送っても幕府の態度を硬化させるだけで無益なことを説くとともに、三家(具体的には一橋慶喜)の登用によって幕府内部の結束と朝幕間の協力体制を築くべきことを提案している。『実記』によれば、岩倉の提案は次のようなものであった。

「勅使ヲ関東ニ遣シ宸筆ノ勅書ヲ大樹ニ賜ハリ、三家々門ノ中ニ就キ器識輿望アルモノ数人ヲ遴選シテ政事顧問ト為シ、大老老中等ト協同シテ国是ヲ議定シテ以聞スヘキ旨ヲ奨諭スルニ如カス。此計謀ハ平凡ナリト雖他日叡旨ヲ貫徹スルノ階梯ト成ラン。」(『実記』上、二一八―一九頁)

(24) この諮問の以前、幕府側の降嫁工作がはじまった頃からすでに岩倉はこの縁組が彼の公武合体論を実現する好機であると判断し、介入する機会を狙っていたと思われる。また、一侍従にすぎない岩倉がこのような重大問題について天皇から直接諮問を受けたということも異例であり、岩倉の側から積極的な働きかけがあったと思われる。(大久保、前掲書、七一―七五頁参照。)

(25) 『文書』一、一四二―一三頁。

(26) 同右、一四四頁。

(27) 同右、一四五頁。

(28) この一連の活動において岩倉は久我建通、千種有文と協力したが、彼らはいずれも村上源氏に属し、この運動の裏面で公家の門流の結束があったといえる。(大久保、前掲書、八三頁。下橋敬長、羽倉敬尚注『幕末の宮廷』平凡社・東洋文庫、一九七九年、二五四―二五九頁参照。)

(29) 「三事策」は次の三ヶ条から成っている

第一 大樹公(將軍)早ク諸大名ヲ率キ上洛アツテ、朝廷ニ於テ相共ニ国家ノ治平ヲ計議シ、万人ノ疑ヲ散セシメ、皇国一和ノ正氣ト為シ、速ニ蛮夷ノ患難ヲ攘ヒ、上ハ祖宗ノ神慮ヲ慰メ、下ハ義臣ノ帰嚮ニ従ヒ、万民ヲ化育シ天下ヲ泰山ノ安ニ比セラレ度キ事。第二 豊臣ノ故事ニ依リ、沿海五箇国ノ大藩ヲ以テ五大老トシ、国政ヲ咨決セシメ夷戎ヲ防禦スルノ処置ヲ為サハ、環海ノ武備堅固確然シトテ、必

夷戎ヲ掃攘スルノ功アラント思召候事。第三 一橋刑部卿ヲ後見トシ、越前前中將ヲ大老トシテ幕府ヲ扶ケ政事ヲ計ラシメハ、戎虜ノ慢ヲ受ケスシテ衆人ノ望ニ協フヘクト思召候事。〔『実記』上、五七八―九頁。〕

二

やがて岩倉は京都東北部の山すその集落岩倉村に居を定め、一八六二年（文久二）一〇月から明治維新直前の六年十一月まで五年間余の地下生活をはじめた。すべての官位を失い、髪を剃り落し、しかも洛外へ追放された当時の岩倉は、剛毅な気性とはいえさすがに悲歎にくれた⁽¹⁾。しかし、幕末・維新の政治家の中で一時苦境に追いこまれた経験をもつのは岩倉ひとりではない。変転極まりない幕末政治に翻弄されて、木戸孝允や西郷隆盛も一時的に政局の外へ追われている。しかしそこでの経験は、彼らが政治的情熱を失うことなく再び政治の世界に復帰したとき、彼らの政治家としての資質を拡大する作用を果したと思われ⁽²⁾。岩倉の場合も、後述のごとく岩倉村での五年間余は彼の政治的視野を拡大し、維新政府の指導者として必要な能力を与えたと思われる。

ところで岩倉が潜居生活を余儀なくされている間に、朝廷をとりまく政治状況は目まぐるしく変転していた。長州藩をバックとする真木和泉・久坂玄瑞らの尊攘激派は朝廷内の三条実美・姉小路公知ら急進派公家と結び、高まる外圧の危機感を背景に攘夷の即時実行をせまる彼らのラディカルな主張は、一八六二年（文久二）八月頃から朝廷を中心に非常な勢いを得た。彼らは朝廷内に国事御用掛・国事参政・国事寄人と言った国政担当の機関を新たに設け、これらに多くの同志公家たちを送り込んで朝廷政治を牛耳った。一方この間に、彼らに圧迫されて正親町三条実愛・中山忠能が議奏を辞し、岩倉の同志は朝廷政治の中心から後退していった。また、このころか

ら朝廷は諸大名にたいして直接入京を命じ、諸大名が公武関係に介入することを禁じていた幕府の規制は無視されるようになった。六三年（文久二）正月以降諸大名は続々と入京し、京都は江戸に代って政治の中心となった観があった。

勢いに乗った尊攘派は攘夷祈願のための加茂社・男山石清水社行幸や攘夷実行の期日決定を実現した。急激な攘夷実行に不満な天皇も、彼らの主張に従わざるをえなかった。しかし尊攘激派や長州藩によって京都におけるヘゲモニーを奪われた薩摩藩は、幕府の京都守護職に当たっていた会津藩に接近し、また当時天皇の信任が厚かった中川宮朝彦親王（尹宮）を通じて同年八月十八日にクーデタを実行して尊攘激派、長州藩勢力を京都から排除した。その結果、三条実美・東久世通禧ら七人の公家が長州藩をたよって西下した（七卿落ち）。

こうして京都はふたたび公武合体派の掌握するところとなったが、新たに設けられた朝廷の参預職に任じられた島津久光・伊達宗城・山内豊信・松平慶永・松平容保ら雄藩々主による連合体制は調和が困難で弱体であった。さらに薩摩藩主島津久光が幕府後見職の徳川慶喜と横浜鎖港問題をめぐって対立するに及んで、一八六四年（元治元）の春にはこの体制も事実上崩壊した。同年七月には京都での政治的地位を回復しようとする長州藩が大挙武装して上京したが、薩摩藩などによって撃退され（蛤御門ノ変）、さらに第一次征長が行われて長州藩は降伏した。その結果、長州藩と通じていた幟仁親王父子・前関白鷹司輔瀨以下、中山忠能を含む十数名の公家の参朝が止められた。しかし第一次征長の処分をめぐって薩摩藩と幕府の意見は対立し、それ以後朝廷をめぐる状況は混沌たるものとなった。⁽³⁾

この間岩倉は、表面では政治の世界に復帰しえないことを嘆きながら、実際には政治への関心を失うことはなく、熱心に情報を集め公家有志や志士たちとの接触を求めていた。当時彼らも運動の新たな方向を模索していた

が、「岩倉入道ハ異常ノ人ナリ」と岩倉⁽⁴⁾の政治家としての能力を評価するようになった松尾相永（但馬・公家）・藤井九成（志士）・小林彦次郎（香川敬三・水戸志士）・大橋慎（志士・元土佐藩士）・藤井良節・井上石見（兄弟、志士・元薩摩藩神官）・宇田淵（志士）・三宮義胤（志士）・田中光頭（志士・元土佐藩士）らが岩倉に情報を提供し、彼の手足となって活動し、また彼の潜居生活を経済的に支えたりもした。

松尾但馬は幕末の朝廷内で勢力を得てきた非蔵人（八八公家列参に際しても五七人の非蔵人が勅許反対の上書を行なって氣勢をあげている）の一人で、岩倉は彼から朝廷をめぐる公家・幕府・諸藩の動向についての情報を得ることができた。藤井九成は宝暦事件に連座して処刑された藤井右門の曾孫であり、岩倉とは家系上の共通点を持っている。藤井は岩倉と薩摩藩の連絡役となった。彼らの多くはかつて梅田雲浜・久坂玄瑞・武市半平太らを中心とし「柳の囚子党」と呼ばれた尊攘激派の志士集団のメンバーであった。⁽⁵⁾ 岩倉はかつての尊攘激派の志士をひきつけ、彼らの協力によって明治維新に至るまでの政治工作を行ったのである。同時に岩倉自身が彼らの影響をうけて認識を新たにし思想を転換した点も少なからずあったと思われる。⁽⁶⁾

岩倉は岩倉村に來集する志士たちをつうじて情報を入手し、また彼らと討議しながら当時の情勢にたいする判断と将来への展望を固めていった。潜居中も岩倉は多くの政治意見書を書いて薩摩藩実力者などに示しているが、最初の意見書「叢裡鳴蟲」⁽⁷⁾（一八六五年・慶応元）には、当時の岩倉の見解および従来の見解の転換が見られる。

この意見書の中で岩倉は一八六二年（文久二）の「三事策」で示した基本政策をその後の状況の推移に照らしながら新たな方針を打出しているが、第一に「攘夷実行の期日まで」十年云々ハ幕吏一時ノ飾辞ヲ以テ朝廷ヲ欺罔スルニ過キスシテ、却テ禍乱ノ源ト成リ、事皆画餅ニ属セリ」と幕府の態度を非難し不信感を表明している。

さらに和宮降嫁について、「公武ノ間ニ在テハ無用ノ婚姻タリ」⁽⁸⁾と、その失敗を認め、かつての公武合体論をすでに捨てていることをうかがわせている。そして善後策として、將軍と和宮を京都二条城へ呼び寄せ、「政令ハ内外ヲ論セス大事ハ具状、宸裁ヲ仰キ、萬機一途ニ出テシムヘシ」⁽⁹⁾と、朝廷を優位に置いた一元的な権力に近づけるべきことを提唱している。

第二に、諸藩および志士の運動を高く評価し、幕府に代って外圧の危機打開の担い手たることを期待している。

夷戎猖獗、年一年ヨリ甚シ。既ニ生麦一件ノ償金アリ、鹿兒嶋海ノ侵犯アリ、又赤間関（下関のこと）ノ入寇アリ。鳴呼幕吏ノ措置ヲ失フ、其極遂ニ此ニ至ル。苟モ国ヲ憂ヘ時ヲ傷ムモノ誰カ切齒扼腕セサランヤ。此時ニ方リ純忠ノ大藩相提挈シテ国是ノ議ニ参シ、宸断ヲ経テ之ヲ決行セハ四方響應シ水ノ卑ニ就カ如シ。沛然トシテ孰カ能ク之ヲ禦カン。⁽¹⁰⁾

岩倉は朝廷の下に権力を一元化すると並行して諸藩をして「徳川ノ臣籍ヲ脱」せしめ、朝廷の官位叙任に従って統合して「革新ノ政ヲ行フ」⁽¹¹⁾条件を作り上げていくべきだという方針を示している。また、幕府が以上のよるな改革を拒絶する場合には、外圧の深刻さを真剣に受けとめるならば武力討幕も決して躊躇すべきではないと述べている。しかし「朝廷ノ臣僚太平苟安ノ陋習エ浸染スルコト深シ。縦令此三事策ヲ決行スルモ辛苦經營心身ヲ勞役スルニ止マランカ」⁽¹²⁾と、その実行を公家には期待しえないとして、朝廷のために改革を指導する織田信長のような英雄的人物が出現することを待望している。

この意見書を薩摩藩の実力者である小松帯刀・大久保利通に呈示するために岩倉が書いた「続叢裡鳴蟲」⁽¹³⁾では、右の改革への協力を薩摩藩に依頼している。すなわち薩摩藩の朝廷にたいする従来の功績をたたえ、その「国父」島津久光の指導力を信長になぞらえながら持ち上げて朝廷へのより一層の協力を依頼しまた長州藩と和

解し薩長両藩が同盟してともに「国家ノ柱石」として朝廷を支えることを求めている。

岩倉が志士の運動を評価するようになったのは岩倉村での地下生活の間に接した志士たちの影響が大きいと思われるが、諸藩にたいする高い評価とともに岩倉の思想にとって画期的な変化であった。しかし他方、朝幕間の合意と諸藩主による審議によっていったん取りきめられた政策大綱については、「其布告ノ時ニ於テ、自今而後士民ノ妄ニ政事ヲ褒貶シテ民心ヲ惑乱スルモノハ嚴刑ニ處スヘキ旨ヲ天下ニ諭スヘシ。」⁽¹⁵⁾と、権威主義的な姿勢をのぞかせている。

第三に、朝廷政治の「根軸」が定まらず動揺しているために幕府に圧倒されがちであるという弊害を指摘している。前述のように志士が「神州之元氣」⁽¹⁶⁾であることは認めながらも、彼らの入説によって朝議が動揺するようであつてはならないとし、また「向ニ頭ヲ縮メテ敢テ言ヲ出サ」なかつたにもかかわらず志士ら「他ノ勢ヲ仮リ他ノ説ヲ取りテ国事ヲ論議シ俄然……慷慨家」⁽¹⁷⁾となり岩倉らを弾劾した三条・姉公路ら急進派公家の性急さをも批判している。

第四に、西欧列強観が変化していることがあげられる。「聞クニ、今ノ夷人ハ古ノ夷人ニ非ス。能ク事理ヲ辨へ、名義ヲ正シテ論議ヲ為スト」と言うように、かつての「夷狄」観と比較すると好意的になっていることが知られる。したがって外交問題についても、「鎖港ナリ開港ナリ、輿議公論ニ抛リ其宜ヲ取りテ之ヲ定ムヘシ。」⁽¹⁸⁾と柔軟な姿勢をとるようになっていく。

長文にわたるこの意見書は地下生活をはじめから三年の間沈黙を守ってきた岩倉がその間思索した結論であり、当時の政治状況全般にわたる彼の見解の披瀝であった。岩倉はこれを小松・大久保らに示しただけではなく、⁽¹⁹⁾右の展望にもとづいて薩摩藩に近い内大臣近衛忠房を中心とした指導体制を朝廷内に築くための工作を行っ

ている。⁽²⁰⁾

「叢裡鳴蟲」について同年九月には岩倉は「全国合同策」を書き、中御門から関白二條齊敬を経て天皇に呈示しようとした。そこでは「此儘にて五六ケ年も相過候へは応仁之乱再ひ觀る可く哉⁽²¹⁾」という切迫した危機感を背景として、「叢裡鳴蟲」での見解がより尖鋭かつ具体的な主張となつて述べられている。

岩倉はここでも薩摩藩および長州藩の朝廷にたいする従来の功績をたかく評価し、長州藩については「公怨ハ悉皆遺却⁽²²⁾」すべきことを提唱している。また志士については彼らの行動的なナシヨナリスズムのエートスに注目し、そのエネルギーを「操縦」して外圧に対抗する際に用いるべきだと述べている。

元来、知恥輕生ノ氣、棄命取義ノ風ハ、支那・西洋ニ於テ容易ニ其養成ヲ得ヘカラサル者ニシテ、皇國固有ノ元氣即チ大和魂ノ凝結スル者ニ候。今ヤ醜夷ヲ压倒セント欲スルノ時ニ方リテ此元氣ヲシテ萎靡斷滅セシムルトキハ、何ヲ以テ皇國ヲ維持スルノ基礎ニ充テ可申哉。……醜夷來航ヨリ今日ニ至リ捕縛斬殺、其數幾百ナルヲ知ラスト雖、愈制スレハ愈激シ、恰モ草芽ノ地ニ發生シ、随テ芟レハ随テ長シ、随テ倒セハ随テ起ルカ如シ。豈ニ終ニ之ヲ抑圧斷滅スルコトヲ得ヘケンヤ。……

若シ一タヒ其操縦ヲ誤リ進退其所ヲ失ハシメハ、禍患決シテ測ラレス。元來此徒ハ國難ニ斃ルヲ、以テ一身ノ榮ト為ス。此衷情尤愛憐ヲ垂レサル可カラズ。他日不幸ニモ外患切迫シ國家存亡ノ危機ニ際スル有ラハ、此徒ヲ挙用シテ其難ニ當ラシメハ國家ノ大病ヲ医スルノ良藥ト為ラン。⁽²³⁾

岩倉は薩長兩藩はじめ諸藩に上京を命じ、志士にたいしては「國家緩急之際、各忠勤ヲ抽シ奉公可致旨被仰下⁽²⁴⁾」ば、「一同恩寵ニ感泣シ上下眞ニ一新協和可仕ハ毫モ疑ヒ無ク⁽²⁵⁾」、「上朝廷ヨリ下萬民ニ至リ皇國合同⁽²⁶⁾」して、外圧に対抗しうる体制を築くことができるであろうという展望を打出している。ここにはすでに明治維新後における岩倉の思想の特徴が現われていると思われ。すなわち第一に、多数派を中心に可能なかぎり多くの勢力を

「糾合」、し「合同」させようとしていることである。この意見書でも薩長兩藩はじめ「一橋・会（会津藩）・桑（桑名藩）ハ勿論、尾州・越前・土佐・宇和嶋・因幡・備前・阿波・米澤・筑前・肥前・加賀・仙台・安芸等十三藩ハ不可漏⁽²⁷⁾」と数多くの藩を糾合すべき事を主張し、さらにまた幕府にもこの体制に参加するよう勧誘すべきであると述べている⁽²⁸⁾。したがってまた、岩倉の態度は必然的にしばしば妥協的たらざるを得ない。

第二に、天皇と諸藩・志士との関係は、前者が「愛憐ヲ垂レ⁽²⁹⁾」るのにたいして後者が「恩寵ニ感泣⁽³⁰⁾」するといった、純粋な忠誠の絆によって直接的に結ばれていなければならないことである。それが岩倉にとって「国体」の基本であり、両者の間に介在するその他の要因は右のような関係を妨げるものである。

公家政治家としての岩倉は右の二つの要素を結び合わせ——朝廷を扇のかなめとし、諸藩および志士の忠誠によってこれを支える天皇支配の体制を構想し、この構想を実現する仲介者（「司人」）の役割を政治的使命として自己に課したと思われる。

このような体制を実現するために岩倉にとって重要なもう一つの課題はこの体制のかなめたるべき朝廷政治そのものの改革であった。岩倉は、「近来天下之人挙テ幕府ノ挙動ハ顧ミ不申、只管朝廷之御動靜而已ヲ注視仕居候間、乍恐朝廷ニ於テ一端之御失錯被為在候ハ、萬端之禍患ヲ惹起可申ト奉存候⁽³¹⁾」と、政局の中心が幕府から朝廷に移行しつつあるがゆえに朝廷の決定がひき起こす影響の大きさを思うべきことを説くとともに、「多年人心乖離スト雖、之ヲ糾合スヘキハ一二宸断如何ニ可有之⁽³²⁾」とのべ、公家の自覚を求めている。しかしながら現実には朝廷の決定をめぐる「浮説紛々、人心疑惑ヲ懷⁽³³⁾」き、また尹宮をめぐる幕府からの収賄の噂など「誹謗ノ言道路ニ流布⁽³³⁾」しているのが現状である。岩倉は朝廷不信の根源について、「乍恐聖断前後齟齬スルニ原由セスシテ何ソヤ⁽³³⁾」と断言して孝明天皇の政治責任に言及し、また国内の分裂を招かないためにも「朝廷ヲ以テ猜疑ノ

種子ヲ培養スルノ田圃ト為シ、其狂蔓ヲシテ四方ニ滋生セシムルトコレ勿⁽³⁴⁾。」と、朝廷政治の動揺を戒め綱紀の肅清を唱えている。そして、このような朝廷政治の弊害を除去し朝廷が現実に国政を担当するためには、内外政治の基本方針と基本法規を確立することが緊要であると述べている。

今ヤ有志ノ諸藩在野ノ志士ハ皇威ノ更張國勢ノ隆興ヲ希望仕候ニ付、何卒一日モ速ニ国是ト云フモノヲ被⁽³⁵⁾レ定、朝憲ト云フモノヲ儼然ト被⁽³⁵⁾レ立度、友山（岩倉の法号）朝暮所ニ懇願⁽³⁵⁾候。国是定マリ朝憲立チテ天下ノ人心ヲシテ永ク倦マサラシメハ、埋伏ノ禍患ハ自然ト消滅モ可⁽³⁵⁾レ仕候。

これ以後明治維新まで、岩倉は十通にのぼる意見書を書き朝廷内や薩摩藩に働きかけると同時に、「王政復古」を目ざして運動を推進、組織化していった。この間、朝廷内では王政復古派の重臣である正親町三条実愛・中山忠能はじめ中御門経之・大原重徳・千種有任らと結び、朝彦親王（尹宮）・野宮定功らの親幕府派に対抗した。一八六六年には中御門・大原・千種らを先頭に立て非蔵人勢力の協力を得て、親幕府派の排除と朝廷政治の改革を掲げた第二次列参運動を組織し、これを背後から動かした。これによって岩倉は、朝廷内における朝彦親王・二条関白の体制に揺さぶりをかけ、また諸藩・志士に憤起をうながして局面の打開をはかろうとした。⁽³⁶⁾しかし孝明天皇がこの要求を拒否しさらに列参参加者を処分したために、右のうち前者の目的を達することはできなかつた。

すでに岩倉は兵庫開港勅許の当時から孝明天皇の政治指導にたいしてつよい不満を抱き、周囲の批判に言寄せながらも次のようにその指導に疑問をさし挟む発言を行っていたが、⁽³⁸⁾この事件をきっかけとして朝廷の自力による変革に見切りをつけ、薩摩藩はじめ諸藩の軍事力に依拠して変革を遂行すべきことを明確にのべている。

満朝人ナキノ甚キ事、不言忍也。……君上御不明言計ナク、公卿ノ罪容ルルニ他ナシ。

朝廷ニシテ朝権ヲ立ン事最早是限り、往事皆画餅、百事去リ申候。此上ハ偏ニ貴藩（薩摩藩）ヲ始メ勤王列侯兵力ヲ以テ成上ラル、ノ外無ク候カ。⁽³⁹⁾

この事件以後岩倉は朝彦親王ら親幕府派に傾斜している孝明天皇への期待を完全に断ち切り、その「条理」⁽⁴⁰⁾不在の政治指導を非難し続けた。⁽⁴¹⁾

岩倉はすでに「全国合同策」において薩摩藩への期待を表明していたが、この事件以後は一層の協力を求め、また自己を売込んだ。⁽⁴²⁾ 岩倉が期待したのは薩摩の「富國強兵」⁽⁴³⁾の実力だったことは言うまでもないが、大久保利通・西郷隆盛・小松帯刀ら薩摩藩の有能な藩士に期待するところも少なくなかった。⁽⁴⁴⁾ 岩倉が維新政府における盟友・大久保利通に初めて会ったのは、一八六二年（文久二）島津久光の上京に大久保が随行した折であったが、両者が密接な連携をとるようになるのはこの第二次列参の前後である。

さらに岩倉は、薩摩藩の斡旋によって第二次征長中止の勅命を引き出すことによって薩長両藩の対立を解消し、「全国合同策」当時からの構想にもとづいて、「薩又長ト永ク兄弟ノ思ヒヲナシ合体シ、両家共ニく盡サンカ。是ヲヤ柱石トヤ云ン、両輪トヤ云ン。朝家ノ御タメ莫大ニシテ計ルニ算ナシ。」⁽⁴⁵⁾という薩長協力による翼賛体制を実現すべきことを求めている。実際上はすでにこの年（一八六六年）のはじめに坂本龍馬らの仲介によって薩長連合が成立しており、岩倉の構想の基礎は出来上っていたと言える。しかし恐らく岩倉ははまだこの事実を知らされていなかったと思われる。

このように薩長両藩の協力を求めながら、他方ではすでに岩倉の内には両藩やその実力者たちにたいする警戒の念が生じてきている。公家政治家として可能なかぎり多くの勢力を糾合し妥協せしめてその上に乗ろうとする

岩倉は、それゆえにまたいづれの勢力にも完全に依存することができない。「薩大族よほど御勘辨無之而ハ御面働⁽⁴⁶⁾」と薩摩藩に対しても警戒を怠らず、「取威定覇⁽⁴⁷⁾」という木戸孝允の詩作の一句にも不安をぬぐい去ることができなかった。それだけにまた、権謀政治家岩倉の感覚はますます磨ぎすまされていったとも言えよう。

岩倉は幕府や時には薩摩藩を相手に盛んに駆引きを行い、朝廷内でも陰で根まわしや組織化^{オルグ}の活動を多用して「奸物」視されていたが、岩倉自身むしろ権謀術数を用いることの必要性をたびたび力説しており、その効用をたとえば次のように説明している。

直道ノミニ由リ歩ヲ進メテ公明正大ニ事ヲ計ルトキハ、勞多シテ得ルコト少キノミナラス、其間種々ノ障害ニ遭遇セ
ン。譬ハ屏風ヲ立ツルニ之ヲ直立セシメハ必ス倒レン。少ク之ヲ屈曲セサルヲ得ス。是故ニ權道ヲ以テ要路其他ニ、三ノ
公卿心志堅固ノ者ト極密ニ熟計熟議シテ、内外相応シ陰陽並ヒ行フトキハ力ヲ用ウルコト極メテ少クシテ功ヲ收ムルコト
速カナラン。今ヤ形勢殆ント春秋戦国ニ類ス。權謀術数ヲ用井大事ヲ成ス、亦恠ムニ足ラサルカ。⁽⁴⁸⁾

岩倉のこのような政治観はこれに止まらず、「吾皇國ハ外國ヲシテ外國ヲ伐タシムルノ大謨タ建ツルコトニ怠
ル可カラス。」⁽⁴⁹⁾というように国際社会にまで適用されようとしているのを見ることができ。このような政治観
は、前述のように自己固有の基盤を欠く公家政治家特有のものだと考えることができる⁽⁵⁰⁾。

しかしながら、この時期の岩倉の政治的情熱を支えていたのは公武合体策の失敗と天皇「毒殺」の汚名を雪
ぎたいという一念だっただろう。少年の頃より王政復古の使命観を抱きながらはからずも「滿朝人々ハ勿論、
近親ノ徒スラ蛇蝎ノ如ク忌憚セラレ⁽⁵¹⁾」る境遇に陥ったが、この汚名を挽回するためにはぜひとも「中興」の事業
を成就するほかない。また養子であったがゆえにいっそう家や家族にたいする責任も強く感じていたと思われる⁽⁵²⁾。
⁽⁵³⁾彼の「百敗不屈」⁽⁵³⁾の情熱を支えていたもの一つは、このような名誉回復の願望であった。

臣偏ニ貴国（薩摩藩）ニヨリ大ニ朝廷御中興ヲ計リ、以テ臣汚名ヲ雪キ忠ヲ立ント欲スルノ外更ニ他念無之候……殊ニ朝義一新、諸卿勅免ノ日猶如元タランニハ、俗人ノ衆終猷毒ノ流言実事ト可称ナリ。イカニ鉄面タリトモ再ヒ人前ニ立ンヤ。嗚呼人世僅カニ五十年、禍福ノ門亦如何ントモスルナシ。⁽⁵⁴⁾

ところで、権謀に頼るといふことは前述のように当時の岩倉の権力的基盤が弱かたつがゆえであるが、このことは他面、彼をして幕末の公論主義に接近せしめた。「御國威挽回之儀者、天下人心之向背ニ由リ相決可申儀ニ付、億兆感激可致様聖策ヲ被為建云々」⁽⁵⁵⁾とのべているのはこのような当時の岩倉の政治観を示している。また岩倉は朝廷という政治の中心から追放されたがゆえに、かえって政治を客観的に——すなわち民衆の日常生活という本来政治の根底となる場から——見る視点を得ることができたと思われる。岩倉村での彼は、その生涯において例外的にこのような機会に恵まれた。

友山居村ノ農夫・樵人等ノ話ヲ聞クニ、政道衰替、物価騰貴シ、終日流汗業ヲ励ムモ仍ホ一家数口ヲ糊スルニ苦ム。此上四方ニ干戈ヲ動カスニ至ラハ、終身ノ生活如何シテ相営ミ可申哉ト相互ニ愁歎罷在候。洛北一隅ノ細民怨嗟スルコト已ニ此ノ如シ。況ヤ天下億兆ノ心ニ於テハ何如ソヤ。友山長大息シテ已マサル所ニ候。夫レ廊廟ノ上ニ坐シテ政令ヲ出ス者ハ、其政令各当ヲ得ルモノト信シテ他ニ顧慮スル所ナキカ如シト雖、臣庶ヨリ之ヲ傍觀スルトキハ其政令当ヲ失フ者ト思念スルコト之レ有リ。今日幾ント此ニ類セリ。⁽⁵⁶⁾

日常生活の要求から政治を批判する民衆と接触し、政治的活動に献身する多数の志士たちと交わり、彼らの社会的な比重や役割を認識するようになった岩倉は、朝廷も彼らの要求や意志に耳を傾けたときにはじめて適切な支配を行なうことが可能になると考えるようになった。

古来明君ノ天下ヲ治ムルヤ、専ラ輿議公論ヲ取テ、以テ措画経営仕候。所謂衆人人望ハ則チ神明ノ心ナリ。神明ノ心ニ從ヒ衆人ノ望ニ応スルトキハ天下治メ易ク候。友山竊ニ惟フニ、天下ノ政事ハ天下ノ衆議ヲ聴キ、審ニ是非ヲ考ヘ之ヲ断行スルヲ善ト為ス。⁽⁵⁷⁾

このような当時の岩倉の開かれた一面は、国内政治のみならず対外観についても認めることができる。かつての「夷狄」観にかわって欧米諸国の軍事・外交にわたる優秀性と積極的態度を認める⁽⁵⁸⁾ようになり、海外事情調査の主張を具体化し、「宇内ノ形勢ヲ知ラント欲セハ、先ツ航海ノ道ヲ開カサル可カラス」と交通を開く必要性を説いている。また「国体」を保持するためには、伝えられるような西欧諸国による中国・日本の情報収集に對抗して積極的に西欧の学問・技術を吸収すべきことを説いている。

我モ亦、韃靼・蒙古・朝鮮・印度・英吉・仏蘭・孛漏生・魯西亞・阿蘭陀・亞墨利加等諸国、ノ文字・言語ヲ熟習シテ彼カ書籍ヲ研究シ、天文・地理・曆数・陸兵・海軍・医術其他各種ノ学問ニ就キ、彼カ長ヲ資リ我カ短ヲ補フテ、即チ我カ特ム所ノ待ツ有ルノ備ヲ充実ナラシメンコトヲ切望シテ已マサルナリ。否ラサレハ、多年神州ノ瑕瑾ヲ遺サス国体ヲ損セストノ軫念アラセラルル所ノ勸慮モ亦終ニ貫徹セラルルノ期ナカラン。⁽⁶⁰⁾

ただし、岩倉の対外観が開かれたものに変化したとは言っても、彼の西欧列強に対する警戒の姿勢が消えたわけではなかったことは言うまでもない。「(西欧諸国が)天下ノ利ヲ共ニシ相互ニ信義ヲ守ルト云フハ口実ニシテ、其深意ハ貪利ノ術ヲ逞フスルニ在ルノミ。決シテ公平無私ノ心ヲ以テ通商ヲ為スモノト思慮ス可カラス。」⁽⁶¹⁾ というように、表面上の信義の裏に隠されている西欧列強の飽くことのない「貪利」の態度と「弱肉強食」の世界から警戒の目をそらすことはなかった。また、岩倉が以上のように事実上開国論に転向した動機については、「幕府ハ論外、薩長土ノ所、今日ノ模様ニテハ即今攘夷ハ不可ノ説ナラン」と述べている⁽⁶²⁾ように、薩長はじめ雄藩指導者たちと歩調をそろえる必要があったという事情も働いていたと思われる。このことは前述の公論主義への接近についても指摘しうる。とくに当時の公論主義が諸藩の意見にもとづく政治を意味していたことを考える⁽⁶³⁾と、以上のような岩倉の開かれた姿勢と彼の雄藩およびその実力者たちへの接近とが、表裏の関係にあったこと

が推測される。権謀的政治観と公論主義という相矛盾する二つの政治観が岩倉において主体的に統合されること
 がなかったことも、雄藩の実力に依存する公家政治家特有の立場を反映しているであろう。

薩長はじめ雄藩実力者の行動と歩調を合わせるようにして、一八六六年（慶応二）の半ば頃から岩倉は「天下
 新ノ機会」⁽⁶⁴⁾が到来したことを公言している。⁽⁶⁵⁾維新について岩倉は、大政奉還を実現して「頼朝以前」の朝廷支配
 に「復古」⁽⁶⁶⁾すると同時に、前述のように「輿議公論」にもとづいて「政體制度ヲ御革新」⁽⁶⁷⁾すべきことを提言して
 いる。岩倉の意見書（「極秘語」）（一八六六年・慶応二）には、次のような具体的な維新構想が記されている。

- 一 王政復古諸規律ノ事
- 一 法中宮門跡還俗ノ事（附朝廷ノ仏法帰依処置ノ事）
- 一 神祇官・太政官以下再興方法ノ事
- 一 文武ニ途ナキ事（附幕臣ヲ召ス事列藩臣ヲ召ス事）
- 一 海軍ヲ設クル急務ノ事
- 一 親兵ヲ樹ツル事
- 一 文武ノ学校ヲ興ス事
- 一 国産物計査ノ事
- 一 土木ヲ興ス寛急ヲ計ルノ事
- 一 貧民救済ノ事
- 一 松前以北ノ土地開拓ノ事
- 一 摂関以下堂上采地ノ事
- 一 徳川封地ノ事（附田安・清水・一橋采地ノ事）

ここには岩倉の維新構想が持っている二つの側面が見出される。一つの側面はいわば近代国家に通ずる構想であり、法律・規則の制定、海軍・親兵の設置などはたとえば坂本龍馬の「船中八策」と共通する項目である。また全国七道に「觀察使府」を置いて「民治・軍事ヲ督励」せしむること、「貿易ノ制度」を設けて「富国」を追求すべきことなど、他の機会に岩倉が提唱している構想も「八策」と共通のものである。⁽⁶⁹⁾他にも産業・交通・収税の全国的統合や、海外諸国に大使館を設置すること、幾内に「和漢洋ノ諸学ヲ研究スル大学校」を、また一道につき数百ヶ所の「小学校ヲ設ケテ幼童ニ五倫ノ道ヲ教諭スル」⁽⁷⁰⁾ことなど、およそ幕末において最も徹底したと言っても過言ではない近代国家制度を潜居中の岩倉が構想していることは驚嘆に値する。このことは彼の情報収集にたいする情熱と将来への洞察力がもたらしたと考えられる。しかし岩倉の構想中には「八策」の眼目とも言うべき議會制度が見られないことも注目すべきことであり、彼の公論主義への接近も体制の構想に反映するほど徹底したものではなかったと言えよう。

岩倉の維新構想の他の側面は、太政官以下の律令官制と神祇官の設置に示されている古代的祭政一致の伝統的支配への「復古」の意図である。岩倉はまた、このような伝統的支配体制のイデオロギーとしての神道が幕末において復活しつつあることを歓迎している。⁽⁷¹⁾当時、神祇官再興を主張する復古神道派の玉松操・矢野玄道らの国学者や神道家は、朝廷の有力政治家として知られるようになった岩倉と雄藩の中心薩摩藩とを結ぶ線上に結集し、維新構想に影響を及ぼしていた。⁽⁷²⁾岩倉は公家出身の国学者玉松を腹心として迎えたが、玉松は岩倉のために王政復古詔勅案を草し、また維新の官職制度は神武創業に基づくべきことを献策した。岩倉の復古的構想には玉松

らの思想が少なからず投影しているものと思われる。

だが、このような伝統的天皇支配復活において中心的役割を担うべき公家集団の現状は、前述のように岩倉の悩みの種であった。岩倉は公家が国家の主権を代表する外交の任にあたることを期待したが、公家の実態はそれとはほど遠いものであった。当面もつとも急務にしてしかも難事であるのは公家集団を統合して天皇支配への翼賛体制を作り上げることであった。

公卿ハ三百人未満ニシテ、同門同流ニ有レ之候へ共互ニ至誠ノ心ヲ以テ善ヲ責メ悪ヲ諫ムルコト無レ之、彼レハ奸佞此レハ邪曲ト誹謗評論致候輩モ有レ之、是レ悉ク朝威ヲ傷ツケ候モノニ有レ之候。……是レニ由テ終始ヲ通申シテ觀察スルトキハ、幕府ヲ制御スルハ猶易ク列藩ヲ制御スルハ難シ。列藩ヲ制御スルハ未タ全ク難キニ非ス、朝廷ヲ団結スルハ最モ難ク有レ之候。是故ニ目下ノ急務ハ滿朝一致、同心協力、朝議ヲ輔贊シ確乎不動、内外ノ輕蔑ヲ防キ可レ申事專要ノ主眼ト存候。

王政復古への大詰とも言うべき小御所会議において、朝廷への復帰を許された岩倉は幕末・維新政治の舞台の中央へと躍り出、大久保に「岩倉公堂々論破、不堪感伏」と言わせた熱弁をふるい、妥協をもとめる土佐藩主山内豊信の殺害さえほめかして押し切ったことは有名である。しかし公家政治家として岩倉は明治維新以後は二つの維新構想の矛盾や雄藩出身政治家との協調と彼らにたいする警戒、さらに公家集団の統合と天皇支配への翼賛体制の確立といった重層的な課題に直面せざるをえなかった。

(1) このころ詠んだ次のような歌から、当時の岩倉の心境を推測することができるであろう。

いかさまに	おもひわきても	かこちても	なみたのみこそ	ふりまさりけれ
今はとは	おもひきれても	くろかみの	みたれてすらも	わかれさりけり
勅なれば	かみはきりもし	そりもせむよきころは	神そしるらん	(『文書』二、四五頁)

(2) 拙稿、「明治維新指導者の構想」(『思想』六二六号、一九七六年八月号)「西郷伝説の百年」(『思想の科学』一九七七年四、六、七月号)参照。

(3) 大久保、前掲書、一二二—一二三頁参照。

(4) 松尾但馬の岩倉評『実記』上、九〇八頁。

(5) 大久保、前掲書、一三—三六頁参照。

(6) 一八七〇年(明治三)、當時を回想して岩倉は次のように述べている。「予、京北の山村に幽居して年すでに久しくして心自ら世とうとし。香川子の説を聴いてはじめて国内の情態を審かにし、大橋・北島・坂本・中岡(慎太郎)・坂本(龍馬)五子の説を聴いて、はじめて海外の形勢を審かにす」(大久保前掲書、一三八—九頁より再引)。

(7) 『文書』一、一四六—六四頁。

(8) 同右、一四八頁。

(9) 同右、一五七頁。

(10) 同右、一四七頁。

(11) 同右、一六〇頁。

(12) 同右、一六三頁。

(13) 同右、一六五—八三頁。

(14) 同右、一六七頁。

(15) 同右、一五八頁。

(16) 同右、一七五頁。

(17) 同右、一八〇頁。

(18) 同右、一六三頁。

(19) 薩摩藩にたいしては、「貴国に於ても此儘傍觀に而は如何哉。偏に初念徹底無之候而は武道の意地も難立事哉。何卒朝家の城湮となられ内外御補翼候は、朝家磐石の安に至りて臣生前之望足り可申事に候」。(『文書』三、八四—五頁。)と積極的な行動を促している。

- (20) 『文書』三、五八、六〇、六一頁参照。
- (21) 「藤井良節、井上石見宛岩倉書翰」、一八六五年・慶応元九月頃、『文書』三、八四頁。
- (22) 「全国合同策」『文書』一、二〇〇頁。
- (23) 同右、一九〇、一九六―七頁。
- (24) 同右、二〇〇頁。
- (25) 同右、二〇二頁。
- (26) 同右、一九九頁。
- (27) 同右、二〇二頁。
- (28) 岩倉は幕府がこの提案を受入れないことを予測し、その場合でも「決而御斟酌不被為在断然ト御決行可然」（同右、二〇三頁）と述べ、ペリー来航以来の幕府の無責任で疑難的な態度を非難している。
- (29) 「全国合同策」同右、一九七頁。
- (30) 同右、二〇二頁。
- (31) 同右、一八五頁。
- (32) 同右、一九七頁。
- (33) 同右、一九三頁。
- (34) 同右、一九四頁。
- (35) 「六条有容・久世通瀬宛意見書」（『全国合同策』）に関して岩倉が送った文書（『実記』上、九八七頁。（『文書』一、二二三頁参照。）
- (36) 岩倉は、「一体堂上之風習ハ摂関両役等ヲ畏敬スル事ハ譬フルニ物ナク、一人立ち候テ決心投身事ヲ謀ル者ハ無之候得共、弁論ヲ以テ鼓舞致候ヘハ至テ響応シ易ク有之候。」と、元来公家が保身を第一とし上役の権威に弱いが、反面「鼓舞」すれば「響応」しやすい一面も持っているがゆえに列参という集団示威行動が効果的であることを説明し、正親町三条ら重臣から順次説得、組織すべき手順を指示している。（『藤井宮内・井上石見宛書翰』一八六六年・慶応二・八・七『実記』上、一〇五八頁。『文書』三、一七一頁参照。）
- (37) 岩倉は再度列参運動により局面を打開すべきことを提案しているが、今回はとりわけ「列藩有志」にたいするアピールを明確に意図し

ていた。「扱、朝議今日に至り候而は、一も可見なく百事去り申候事には候得共。爰に行ふへきは唯一事強諫之道のみ。此儀行れ候は、天下之大幸、不行して為差害もなく、且列藩有志に至り一挙伝聞、必ず朝議両端、奸臣壅閉之旨趣顯然、衆心奮起依頼之根由にも可相成に付、誓て被行度云々」(井上石見宛書翰「一八六六年・慶応二・八・七『文書』三、一七一頁。)

(38) 「勅許ノ義、憤懣甚敷者ノ義論ニハ、国体ハ万世不拔ノ大事、歡慮ト雖トモ思食違、且御一代限りノ事ニ付、朝廷ヲ差置攘夷ノ成功可遂ノ説モ彼是承事ニ候。」(傍点は五十嵐)(六条有容・久世通濼書翰「一八六五年・慶応元・一〇、『文書』二、四〇八頁。)

(39) 「藤井良節・井上石見宛書翰」一八六六年。(慶応二・一〇・八および同・一・六『文書』二、三〇〇—一頁。)

(40) 「六条・久世宛書翰」(前掲、三九三頁。前掲拙稿「明治維新指導者の構想」参照。)

(41) 列参後、運動に参加した同志の千種有任も朝廷の重臣たちに失望して、「堂上には最早腰ぬけ者共の上……何分堂上には権無之故、ケ様に相成候上は最早残心一も二も無之候。然は此上は乍御不明義、武家之権威かり候而、今一度御明義之立様に致し候より外無之」と、岩倉と同様に諸藩の力に期待して王政復古を実現すべきだと論じている。(「岩倉宛千種書翰」一八六六年・慶応二・一一・八『文書』三、二五一頁。)

孝明天皇はこの年、一八六六年(慶応二)に急死するが、岩倉はそれまで孝明天皇を批判していたために天皇毒殺の嫌疑をかけられ、ますます彼の「奸物」のほどがささやかれるようになった。(大久保、前掲書、一七八—八三三頁参照。)

(42) 「広く列藩之形状を通観して独り熟思するに、中興の鴻業を輔翼し能く成功を可奏ものは誰に可有之歟と言はゞ、其人は必らず隅州(久光)なるべし。其臣隸亦豪傑雄才多し。是を以て小子深く隅州を渴仰し、厚く結約して籌図を計議し与に共に臣節を尽さんと欲す。是れ真に小子之志願に候。」(井上石見宛書翰「一八六六年・慶応二・九・二七『文書』三、二〇六—七頁。)

(43) 「藤井良節・井上石見宛書翰」一八六七年・慶応三・五・二七『文書』二、三三七頁。

(44) 注(42)参照。ここでは岩倉は大久保、西郷との協力を希望している。これ以前にも岩倉は、危機に直面しているにもかかわらず視野や了見の狭い公家に絶望し、諸藩中に人材を求めようとしていた。この場合も、幕府・雄藩にかかわらずできるだけ広く人材を「糾合」しようとする点に公家政治家の本領をのぞかせている。「嗚呼、皇国かかる大難ニ当ルノ時、皇武興起するの急務ハ度外にし而、何ぞ滿朝互ニ嫌疑ヲ生シ、区々閹牆ニ遷延被致候ニヤ。只恐ラクハ真ニ宇内之形勢知人あらず。必管間井底ノ見而已ならんか。今日之事如何ニ存候而

も只々其人を得るニ有ん。其人存し而其道生ずへし。申述候通り早ク勝（海舟）・林（謙三？）・大島（西郷隆盛）或ハ小松（帯刀）・佐藤杯断然挙用せらるるの道ハ無之哉。此外天下之豪傑御承知ニ候分、必御内示頼存候。」（同右、一八六七年・慶応三・二・八『文書』三、三一六頁。）

(45) 「極秘語」一八六六年・慶応二・一〇『文書』一、二七〇頁。

(46) 「手記」一八六六年・九・二四『文書』一、七二頁。

(47) 「極秘語」『文書』一、二七〇頁。

(48) 「時務策」一八六六年・九、『実記』上、一一〇四頁。なお「極秘語」（同、『文書』一、二七四頁、また二六七頁）参照。岩倉は多数の公家の性格を頭の中に入れて工作を行っていたと思われる。「日記」一八六六年九月一日の項には五十余名の公家の人物評が書き込まれている。『文書』一、四六一九頁。

(49) 「済時策」一八六七年・慶応三・三『文書』一、二九一頁。

(50) 岩倉周辺の公家にも、たとえば東久世通禧は明治維新に際し徳川勢力の早期打倒を目ざして、「徳川ヲ潰すと言立ては隙取可申、権術権謀ヲ以テ早ク勢ヲ殺キ候様御著目有之度」（『岩倉宛書翰』一八六八・明治元・一・二二、『実記』中、二八二頁）と「権謀」に訴えることを岩倉にもとめている。

(51) 「六条有容・久世通熙宛書翰」一八六五年・慶応元・一一・一六『文書』二、三八九頁。

(52) 「中御門経之宛書翰」一八六五年・慶応元・閏五『文書』三、四三頁。「六条・久世宛書翰」、同、四九、五五頁参照。

(53) 「正親町三条実愛宛書翰」一八六七年・慶応三・五・一、『文書』三、三三五頁。

(54) 「藤井良節・井上石見宛書翰」一八六五年・慶応元・九・二七、『文書』二、二六一―二頁。

(55) 「全国合同策・副書」一八六六年一〇・七、『実記』上、九八二頁。

(56) 「済時策密奏書」一八六六年・慶応二・六月『文書』一、二四一―二頁。

(57) 「天下一新策密奏書」一八六六年・慶応二・八月カ、『文書』一、二四九頁。

(58) 「夫レ亜墨利伽・欧羅巴ノ諸国ヤ、各威武ヲ誇張シ、鎮城ノ如キ巨艦ヲ以テ烈風逆浪ノ中ヲ駛スルコト平地ノ如ク、四方ニ横行シテ通信通商ヲ是レ事トシ、行ク所ノ国トシテ皆四海兄弟ノ盟約ヲ結ンテ信義ヲ示サ、ルハナシ。遠謀深慮洵ニ測ル可カラサル所アリ。吾カ皇国

上下苟安、太平ノ残夢ニ彷徨スルカ如キノ比ニ非ラサルナリ。皇国ハ既ニ武事ヲ以テ渠レヲ制スルコト能ハス。又文事ヲ以テ渠レヲ圧スルコト能ハス。実ニ容易ナラサル天下ノ形勢ナリ。」(『濟時策』一八六七年・慶応三・三、『文書』一、二八八頁。)

(59) 「航海策」一八六六年・慶応二・二月、『文書』一、二八五頁。

(60) 同右、二八六頁。

(61) 「濟時策」一八六七年・慶応三、『文書』一、二九四頁。

(62) 「中山忠能・大原重徳等宛書翰」一八六七年・慶応三、『文書』二、四一四頁。

(63) 松本三之介『天皇帝国家と政治思想』一九六七年、未來社刊、一七九頁以下参照。

(64) 「天下一新策密奏書」一八六六年・慶応二・八月カ、『文書』一、二五五頁。

(65) 木戸・大久保らの維新構想については、前掲拙稿「明治維新指導者の構想」参照。

(66) 「藤井・井上宛書翰」一八六六年・慶応二・八・二四、『文書』二、三七四頁。

(67) 「王政復古議」一八六七年・慶応三・一〇、『文書』一、三〇二頁。

(68) 『実記』上、一一〇三―四頁。『文書』一、二七三頁参照。

(69) 「濟時策」『文書』一、二九四―九頁。なお坂本の「船中八策」は次の項目から成っている。

一、天下有名ノ人材ヲ招致シ顧問ニ供フ。

二、有材ノ諸侯ヲ選用シ朝廷ノ官爵ヲ賜ヒ、現今有名無実ノ官ヲ除ク。

三、外国ノ交際ヲ議定ス。

四、律令ヲ撰シ新ニ無究ノ大典ヲ定ム。律令既ニ定レハ、諸侯伯皆此ヲ奉シテ部下ヲ率ユ。

五、上下議政所。

六、陸海軍局。

七、親兵。

八、皇国今日ノ金銀物価ヲ外国ト平均ス。

岩倉が坂本にはじめて会ったのは、この意見書が書かれた約三ヶ月後の一八六七年(慶応三)のことである。

(70) 同右、二九八―三〇〇頁。

(71) 一八六六年（慶応二）三月七日付で、岩倉の活動を助け、また薩摩藩の神官でもある井上石見に宛てて、次のように神道復活の運動を激励している。「神道復古之義御取懸り之旨、至大之好事、殊ニ方今ノ急務、實ニ感佩仕候。竊ニ苦慮候ハ祭政一致杯、今ノ朝議如何有ン。十分御尽力成功祈念仕候事ニ候。」（『文書』二、三三六頁。）

(72) 安丸良夫『神々の明治維新』一九七九年、岩波新書、四六頁以下参照。また『文書』二、三四〇―二頁参照。

(73) 「済時策」一八六七年・慶応三・三、『文書』一、二九五頁、

(74) 「中山忠能・正親町三条実愛宛書翰」一八六七年・慶応三・四・二六、『実記』中、三八頁。

(75) 日本史籍協会編『大久保利通日記』一、四一四頁

三

明治維新とともに岩倉はまず参与に、つづいて議定、副総裁、議定兼輔相、一八七一年（明治四）以後は右大臣（官位は一八七六年に従一位）と、新政府において三条に次ぐ高位を占めた。周知のごとく三条・岩倉の地位は新政府の二大「柱石」である薩摩・長州両藩（閥）の支持にもとづくものであった。八才年下の三条が上位を占めたのは、三条が公家社会で五摂家に次ぐ清華出身のゆえであった。下級公家出身の岩倉は、むしろその三条を新政府における公家の代表者として推し立てることによって、一方において雄藩出身者にたいして朝廷の權威を保つと同時に、他方公家層の嫉妬心のこもった非難をかわそうとしたと思われる。しかも三条は幕末においては急進的な主張で知られ尊攘派志士や長州藩にかつがれていたが、新政府の政治家としてはほとんど無能力であり、天皇の政府の象徴的存在にすぎなかった。²⁾しかし公家政治家としての三条・岩倉に期待された役割の第一

は、天皇と維新政府とを仲介し勅諭を起草することなどを通して、天皇の威光により新政府を権威づけることであった。新政府は、薩長はじめ雄藩の相対的な軍事的優位の他にほとんど権力的基盤を持たぬがゆえに天皇の威光を自ら造出・宣伝しつつ、そこに権威の拠り所を求めざるをえなかった。そしてこの点に公家出身の政治家が政府内に加わっていることの意義があったと言えよう。⁽³⁾ それゆえにまた、たとえば行幸にしても、経済的理由や新時代にふさわしくという観点から軽便にすべしという主張がある一方で、そうすることによって天皇への「信仰」が失われては政府の権威そのものの失墜につながりかねないとの配慮がとりわけ公家出身政治家の間には強くはたらいた。⁽⁴⁾

政府内の公家出身政治家として三条・岩倉が果したもう一つの役割は、藩閥政府内の対立を調停し協力体制を作り出すことであつた。⁽⁵⁾ 明治初年の段階では、薩・長・土（土佐）のみが新政府の権力基盤であり、三条・岩倉が「三藩益同心戮力相合し其力を一混にして朝廷に奉獻、十分之御権力相備り候様無之而は、今日迄之處朝廷空権を御握り相成候同様に而何事も不行は必然」⁽⁶⁾と三藩の協力を求めたのは当然であつた。だが実際には彼らは版籍奉還・廢藩置県後も雄藩出身者の寄り合い所帯である「藩閥政府」内の出身地方の利害や人脈そして政策をめぐる見解の違いなどからほとんど断え間なく生ずる指導的政治家間の対立を調停し調和・協力を訴えつづけなければならなかつた。このような場合、公家政治家としては、明治維新の「公平同視」⁽⁷⁾の原則にもとづき自己の中立的立場を固守しながら各藩に公平な施政・人事を行うことが必要であつた。

しかしながら現実には岩倉が薩摩藩閥の実力者である大久保と手を結び、三条・木戸・長州藩閥と岩倉・大久保・薩摩藩閥の対立していることは周知の事実であつた。事実岩倉は、幕末以来大久保と「死生共に」⁽⁸⁾し、彼の「憂國之赤誠、愛君之忠純」⁽⁹⁾と卓越した政治家としての実力を深く信頼し、また依存してきた。⁽¹⁰⁾ 維新政府に

あつても岩倉は大久保とつねに緊密な連絡をとりながら政局を運営したが、それは幕末以来の部下から「長州・土州・肥前等の人望に大に違背に被為至候」と批判され、再び「奸物」の汚名を着ないようにと忠告されるほど密着したものであつた。⁽¹¹⁾

こうして三条・岩倉も藩閥の対立に組み込まれたが、しかし対立の激化は維新政府そのものの崩壊につながりかねない。実際に、一八七〇年（明治三）の民蔵分離問題、七三年（明治六）の征韓論、翌七四年の征台の役をめぐる木戸の批難そして下野と、度重なる政府分裂の危機に見舞われ、そのつど三条は最高責任者としての進退きわまる決断を迫られて悲鳴をあげなければならなかつた。⁽¹²⁾ とりわけ征韓論においては三条は神経を冒されて執務不能となり、岩倉は前言を翻して必死に西郷派による開戦をくい止めた。このとき西郷が「岩倉はよく踏んばつた」と言つたと伝えられるが、三条・岩倉がこの後辞表を提出したことに表われているように、このときの処理が両者の調停・指導能力の限界であつたと言えよう。

政府分裂の危機に際して岩倉はつねに大久保を中心に多数派を形成すると同時に、可能なかぎり三条あるいは木戸と妥協しようとした。とりわけ長州藩閥の指導者である木戸にたいしてはふだんから細心の配慮を払い、危機に際しては「皇國存亡今度の一挙に可有之……御互に死力を不盡候へは眞に天下之事夫限りと存候」⁽¹³⁾と、明治維新遂行への協力という維新指導者共有の使命観に訴えかけるという手段をとつた。岩倉は大久保と木戸という藩閥実力者を「柱石ノ臣」⁽¹⁴⁾とたのみ、政府内部統一の要とすべく配慮を怠らなかつたといえる。三条とも、互に藩閥の対立に巻き込まれながらも究極的には協力関係を保ち、岩倉はかつて三条の弾劾によって朝廷を追放された恨みを越えて三条に協力し、三条もおそらくかつての「奸物」にたいする警戒心を心の片すみに置きながら、年長で経験も豊かな岩倉に、「小生は唯死生尊兄と共にするの決心也」⁽¹⁵⁾として依頼した。

政府の運営において有力指導者と連携しただけではなく、藩閥指導者の近代化政策にたいしても岩倉は現実的に対応し、維新後の諸改革に際して積極的な姿勢をとった。前述のようにすでに幕末において岩倉は西欧の学問・技術の優秀性を認め、それを吸収することの必要性を論じていたが、維新後はその具体的実行を指導したといえよう。また維新直後、岩倉は開国政策についてのべているが、そこでは日本をとりまく世界情勢の変化を認識して伝統的な世界観を欧米的なそれに調和させる必要性を説いて次のように述べている。

既ニ御和親被為在候上は、皇国固有之御国体ト海外万国之公法トヲ御斟酌御採用ニ相成候ハ、是又不被為得止御事、且苟モ天地間ニ生育シ忠孝人倫之道ヲ修メ候者ハ相知新旧之差別コソ可有之、固より漢洋等遠邇ヲ以區別スヘキニアラス、華夷之弁モ亦順逆ニありて地方ニあらず。……只急務トスル処ハ、時勢ニ応シ活眼ヲ開キ従前之弊習ヲ脱シ、皇威ヲ万国ニ光耀シ天下ヲ富岳之安ニ置キ、列聖在天之神靈ヲ奉慰、宸襟ヲ可奉安、内外上下挙テ勉励可致候事。⁽¹⁶⁾

実際にも維新後の岩倉は殖産興業の重要性を説き、自らも後述するように旧藩主・公家層の資産を保護活用するために鉄道建設を熱心に推進した⁽¹⁷⁾。かつて地下生活を送った岩倉村を訪れた折には、岩倉は近隣の農民を呼び集めて思い出話をすると同時に、合理的農業経営の必要を説いて「時は宝なり」の文字と時計の図柄入りの手ぬぐいを配っている⁽¹⁸⁾。また欧米使節旅行中にはヨーロッパの工業技術の先進性に強い感銘をうけ、また社交マナーなど合理的な生活様式にも感心してそれらの摂取の必要性を認めている⁽¹⁹⁾。

政治体制の近代化についてもこの時期の岩倉は積極的な姿勢を示しており、近代国家形成に沿った発言を行ない行動をとっている。幕末においてすでに肯定していた公論主義については、明治維新がそもそも志士や諸藩の「天下ノ公論」によって成就したと認識していたことや、維新後もまた、弱体な政府の下での統合のためには公論主義を制度化する必要があると考えていたことから「議事院」の設置を建言している⁽²⁰⁾。また同じく権力の基盤

を拡充するためには民衆の支持を獲得しなければならぬことにも着目し、「夫レ民ハ國ノ本ナリ。本固カラサレハ國立タス。其本ヲ固クスルハ信ニ在リ⁽²¹⁾」と、政府にとって民衆の信頼を獲得することが重要なことを説いている。

また他方では、近代国家として中央集権体制を築くべく封建的特権を否定して権力を一元化し、同時に門閥を打破して思い切った人材の登用による近代的官僚制度を確立すべきことを主張している。⁽²²⁾ このような権力集中の主張もまた、幕末以来の外圧の危機への対応、独立の維持という維新指導者共有の課題を念頭に置いて行われたことは言うまでもない。

天下ノ安危存亡ハ即チ億兆ノ安危存亡ナリ。是ヲ以テ郡県ノ制ヲ確立スルトキハ、天下ノ力ヲ一ニシ天下ノ勢ヲ均フス。皇威是ニ於テ乎宣揚シ、國權是ニ於テ乎振張シ、億兆是ニ於テ乎保安ス。之ヲ要スルニ郡県ノ制ハ衆力ヲ一ニシ衆勢ヲ一ニスル所以ニシテ、海外強國ト相抗衡センニハ此制ニ拠ルニ如クハ莫シ。⁽²³⁾

ただ岩倉の場合には、他の維新指導者とくらべて、国家の対外的主権の保持が国内における君主の支配力の浸透度に依存していることを重視している点が注目される。

抑モ自主独裁ノ体タルヤ、國ノ大小強弱ヲ以テ論スルニ非ス。其國帝ノ命令全国無所不至、是自主独裁ノ本也。其國大ナリト雖、國王ノ命偏ク國ニ及ハス各処政令ヲ異ニシテ王命ニ違フ事アル、是半主國ノ体也。故ニ支那ノ如キ攘地大ナリト雖猶半主ノ權ヲ保ツ事不能。荷蘭ノ如キ狭小ナル國モ猶能ク自主ノ体ヲ失ハス。⁽²⁴⁾

しかしいづれにせよ以上のような近代化政策への積極的な協力は、岩倉が公家出身政治家であるだけに一層、伝統的な思想の持ち主たちの反発を呼び起こした。朝廷政治の復活を期待した旧公家層やその周辺の勤皇家たちからは、政府における雄藩々士出身政治家の重用にたいして、「当時専ら御用ひは才力之人物而已」、「總而朝廷材力之士のみ被重候より、御眼前之御間にはよく合申候て可有御座候得とも、つまる處朝廷之御為如何と奉案勞

候、「材力之士と申も其實大英雄に無御座、漸く外國と並立を志候徒に御座候⁽²⁵⁾」という反感の聲が湧きあがった。その他にも大原重徳・宇田淵らかつての同志からも、人材登用や朝廷の近代化、公論主義についての批判がなされた⁽²⁶⁾。また一八六九年(明治二)には、幕末以来復古主義を唱え岩倉のブレーンの役割を果してきた玉松操も、この年新政府による大学校の設置のために京都の皇学所を廃止され「皇道」の普及を阻まれたことを不満として岩倉に訴えたが容れられないことを悟ると、「咄、奸雄の為に欺かれたり」の言葉を残して政府を去った。岩倉はその際玉松らにたいし「そこたちの云はるる處實に理りあり。されど萬の御政事はなるをり故、不行届の事にて有しといともねもごろに」答えた⁽²⁷⁾。当時の岩倉は雄藩出身の政治家たちと歩調を合わせ、対外的独立を保つためには国内の急速な近代化を優先したといえよう。

しかしながら岩倉は、政治体制の近代化を肯定しながらも、同時に天皇による支配を実現する方向を模索していたと思われる。たとえば次のような曲折し、またいまだ漠然たる構想に近代化と伝統的な支配観の間を動揺する、この時期における岩倉の思想の不確定さを認めることができるであろう。

万世一系ノ天子上ニ在テ皇別・神別・蕃別ノ諸臣下ニ在リ、君臣ノ道、上下ノ分既ニ定テ、万古不易ナルハ我カ建国ノ体ナリ。政体モ亦宜ク此国体ニ基ツキ之ヲ建テサル可カラス。然レトモ封建ト云ヒ郡県ト云ヒ、開国ト云ヒ鎖国ト云ヒ、其制度ハ時勢ヲ觀察シ其宜ニ從テ之ヲ變易セサルヲ得サルナリ。是故ニ古ノ良法美制ト雖、今日ニ適セサルモノハ断然ト之ヲ廢停シテ拘泥ノ陋習ヲ破ル可シ。抑政体ハ建国ノ体ニ基ツキ之ヲ建テ、君臣ノ道上下ノ分ヲ明カニシテ富強ノ基本ヲ鞏固ニシ、国家ノ運勢ヲ興隆スルヲ以テ目的ト為スヘシ。臣子ノ分トシテ之ヲ言フニ憚ルト雖、明天子賢宰相ノ出ツルヲ待タストモ自ラ国家ヲ保持スルニ足ルノ制度ヲ確立スルニ非ラサレハ不可ナリ。⁽²⁸⁾

それにもかかわらず岩倉が次第に固めつつあった天皇支配の政体構想の基本は、「天子ハ億兆ヲシテ各其業ヲ安ンジ各其所ヲ得セシムルハ、即チ天神ニ事フルノ務ナリ。億兆モ亦各其業ヲ励ミ各其ヲ保ツハ、即チ天子ニ事

フルノ務ナリ……天子ハ億兆ヲ愛シテ王者ノ大寶ト曰ヒ、億兆ハ天子ヲ尊シテ上御一人ト曰フ⁽²⁹⁾、というように、天皇と国民とが直接的な君臣関係と親愛の情とで結ばれるものであった。このような政治的体制は古代国家的なイメージにもとづくものであると考えることもできるであろう。岩倉によればこのような「建國ノ體」は、「宇宙之間決シテ其等倫ノ國アラサル……今ヨリ猶億萬年ノ後ニ至ルト雖易ハラサル」まったく独自のものであるが、当時のような「大變革」の時代においては、「一層其本原ヲ明カニセサレハ施政ノ根軸ヲ定ムルニ於テ毫釐ノ差千里ヲ誤マルノ悔ヲ貽サンコトヲ是レ懼ル」がゆえに、「今日尤建國ノ體ヲ明カニセサルヲ得サル……故ニ、自今以後制度ヲ建テ法令ヲ定ムルニ當テ、始終有司ハ建國ノ體ニ違ハサランコトニ著眼スヘ」⁽²⁹⁾きことを求めた。

そのために岩倉は天皇への忠誠をつねに強調する一方、⁽³⁰⁾天皇自身も伝統的な宮廷社会の「習染ノ陋弊ヲ脱離シ」、たとえば一八六八年（明治元）の大坂行幸、海軍閱兵のように「聖上躬親萬卒ニ先チテ御苦勞被爲在」こと⁽³¹⁾によって「天下ノ耳目一新」し、「萬民感戴」するに至るようになってはならないと進言している。同時にまた、「天下ノ兵ヲ統帥スルハ即チ天子ナリ」と、⁽³²⁾天皇の手に統帥権を握らせようとしている。そしてその重責を担うべき明治天皇の成長ぶり（「案外之御開け」⁽³³⁾）に期待を托した。

他方また岩倉は天皇支配の中心的な担い手として旧公家層に期待せざるをえなかった。戊辰戦争に具定・具経（八千丸）の二子を各々東山道鎮撫総督・副総督として出征させた岩倉は、たびたび前線へ手紙を送っては彼らを激励し、官軍における公家の存在を示すようくり返し求めている。

足下等も兼而決死出馬之覚悟、我等も二人之兄弟一時に戰場へ差向候儀は元弘・建武以来の官軍進發に付、公卿の中に一、二人も賊弾に斃るゝ者有之候は、天下忠憤之士も之を聞き興起可致一端とも相成、為朝廷大幸と存候心底に有之候。

是非足下等は一死を以て敵地に進入、諸隊指揮致候様可被心掛候。⁽³⁴⁾

このような要求はまた、変革の時代に応じて「公卿従来柔弱之氣性ヲ一變為致」⁽³⁵⁾るためでもあった。公家層にたいしては変革や新しい体制に単に参加するだけではなく、「須ラク天下ニ先チ朝意ヲ奉シ自ラ其責ニ当ル」⁽³⁶⁾ことが求められたのである。戊辰戦争の前線で人心を鼓舞するように、国内の改革においても率先するようであればならない。そのためには伝統的な「御所之舊習を一洗」⁽³⁷⁾すると同時に、公家層は開かれた精神をもって「輿議公論を取捨し以て公明政務を執」らなければならない。

今日公卿の務めたるや、己れを行ふに恥あり。賢を推し能に下り、固なく我なく、広く善言公議を容れ、遠く僻論邪説を排するときは、必ず天下の士各其器材を籠にして来帰すへし。若し又或は固陋の偏見を執り徒に位望を高くせば、必ず天下の人心離畔し建武の覆轍を踐むに至らん。⁽³⁸⁾

また、公家の能力を開発するために三条や岩倉は彼らにたいする教育や留学の必要を考え、西園寺公望のような公家中の人材に期待した。⁽³⁹⁾公家（三位以上）は一八六九年（明治二）版籍奉還にともない旧藩主層とともに華族と称せられることとなり、また八一年（明治四）七月の廃藩置県と同時に旧藩主の華族は東京移住を命ぜられた（旧公家については同じく奨励された）ために、華族は一つの階層集団を成長するようになった。しかし華族は一般に士族とともに膨大な家禄によって国庫を圧迫する一方で、「縉紳華族ハ概スル皆封建ノ旧藩君ニシテ、諫ヲ納レ人ニ長タルノ徳アリト雖モ、大凡深宮ニ成長シ甚タ事情ニ迂濶ニシテ智識ノ如キハ尤其短所ナリ、然リ而シテ廢藩ノ後、諸公漸ク鄙事ニ慣レ稍狡點ニ涉リ、或ハ其徳ヲ損スル所アリト雖、其智識ノ乏シキハ則依然タリ。」⁽⁴⁰⁾と、その人格、知識を批判されていた。

政府の要職にある岩倉はこの華族集団のリーダーとして、一八七四年（明治七）華族の教育・啓蒙を目的とする

華族会館を創設し、七七年（明治一〇）には華族の子弟教育のために学習院を開設、また華族の負債の整理にもあたり、七七年（明治一〇）には華族の資産の保護・活用のため第十五銀行を開業し、またこの資金の活用と持論であった鉄道建設（「鉄道ハ経國ノ大基礎ニシテ、一日モ早く造ラサルヘカラス」⁽⁴¹⁾）とのために日本鉄道会社を創立するなど、華族による事業の立案・実行に中心的な役割を果した。また一八七六年（明治九）には、この時制度化された華族部長制の初代督部長に任じられたが、就任後岩倉が華族に向って発した論達は、「平常懶惰唯飲酒ニ耽リ放蕩暴慢ナル者」にたいして「改良校」への入学、「尚改心ヲ期シ難キハ三ヶ年間北海道ニ赴カシメ、開墾又ハ鑛山等ニ従事シ艱苦ヲ實驗セシ」むるといふ嚴罰を含む、文字どおり華族を督励するものであった。⁽⁴²⁾

以上のように岩倉は華族の育成に尽力したが、将来彼らが「歐洲の華族と比肩するに足る」⁽⁴³⁾能力と財力を身につけるならば、「上院ヲ組織シ以テ皇室ヲ環衛シ憲章ヲ維持スル」という、体制の中核的役割を担うことを期待したのである。しかし現実には、柳原前光ら少数の例外を除いて華族は新政府における実務に耐えず、政治の第一線から後退して行き、岩倉は天皇支配の構想を描きながらいぜんとして藩閥政府に依存するというジレンマに悩まざるをえなかった。

(1) 下橋、前掲書、二五四頁以下参照。

(2) 窮境に立つと三条は政府の最高位に立っていることを重圧に感じ、岩倉らの助けを求めている。『文書』四、四四五頁参照。

(3) 新政府における公家の比重を見ると、一八六七年（慶応三）一月九日に設置された三職において総裁職の有栖川宮熾仁以下、議定・参与の約半数を公家が占めている。翌六八年（明治元）設置の七科においては事務総督全員が公家であった。その後も新政府内で公家は一定の比重を占めていたが、しだいに政治的・実務的能力にすぐれた旧藩士層に旧藩主層ともども朝臣の座を取って代わられ、廃藩置県を境に三条・岩倉を残して政府の重要ポストから去っている。（遠山茂樹・安達淑子『近代日本政治史必携』一九六一年、岩波書店、遠山茂樹

「有司専制の成立」『論集 日本歴史9 明治維新』一九七三年、有精堂所収参照。

- (4) 「天下人民十に七、八は旧弊染伝の人ゆへ、余り御軽々敷候て信仰を不仕候様に成行可申哉と存候。若尊信を失候ては、詔勅・号令をも輕蔑致候様に相成候時は大成患を可生と甚掛念仕候。」(「岩倉宛中山忠能書翰」『文書』四、六〇頁。)
 「東北未タ王化ニ不_レ服之庶民ニシテ至尊巍巍之御威儀ヲ奉_ニ拜觀_ニ候ハ、自ラ向背モ一定可致候。御輕便ハ幾重ニモ相願候へ共、鳳輦御左右ハ堂々タル御威儀ヲ被_レ為_レ備可_レ然ト奉_レ存候宜御決議奉_ニ祈候。(「岩倉宛三条実美書翰」『実記』中、五七六頁。)
- (5) 岩倉の行動・思想のこの側面に注目した研究として佐藤誠三郎「調停者としての岩倉」(近代日本研究会編『年報 近代日本研究3』一九八一年、山川出版会)がある。
- (6) 「三条実美宛岩倉書翰」一八七一年・明治四・一・一四『文書』五、四頁。
- (7) 「岩倉宛三条書翰」一八七一年・七月上旬『文書』八六頁。
- (8) 「大久保宛書翰」一八八四年・明治七・五・二五『文書』六、一一六頁。
- (9) 同右、一八八四年一・一二『文書』六、二四四頁。
- (10) 一八六八年(明治元)三条とともに議定兼輔相という新政府の重職に任じられた岩倉は、大久保にたいして「従前之情好弥以而深重なし被下、心付之事は小事たりとも必々御心添頼存候。」(「大久保宛書翰」一八六八年・閏四・二三『文書』三、四九六頁。)とあらためて依頼している。
- (11) 「岩倉宛大橋慎建言書」一八六九年・明治二・七・一八、『文書』四、二九六頁。同上、一八七〇年・明治三・七・一四、『文書』四、四〇六―七頁。
- (12) 「実於僕は苦慮之極に御座候。天下興廢安危之決、僕の一決に定り候次第、偏諸君之御補助奉_ニ仰次第に候故、是非重相公御決心之處、今晚には明瞭御示被下候様奉願候。寸刻も遷延に相決候而は、参議中の進退も必相決可申と存候。」(「岩倉宛三条書翰」一八七〇年・七・九、『文書』四、三九九―四〇〇頁。)
- (13) 「木戸宛岩倉書翰」一八六九年・明治二・四・六、『文書』四、二四三頁。
- (14) 『実記』中、七六四頁。
- (15) 「岩倉宛三条書翰」一八七四年・明七・五・二三『文書』六、一一〇頁。
- (16) 「岩公草案―外国応接」一八六八年、『文書』二、一二八―三〇頁。

- (17) 『実記』中、一〇二二、一四頁参照。
- (18) 『実記』下、三三七頁。岩倉公旧蹟保存会編、『岩倉公と京都』六四頁参照。
- (19) 「具視書翰集・万里風信」『文書』二、二〇一—八頁参照。
- (20) 「議事院ヲ設置スルハ欧米各国ノ風ヲ摸擬スルカ如シト雖、決シテ然ラス。我カ皇國ニ於テ公論ヲ採ルハ、既ニ神代ニ昉マレリ。速ニ議事体裁取調ヲ命シテ、其規則案ヲ上申セシメ、而テ速ニ議事院ヲ設置スヘシ。抑、大政維新ノ鴻業ハ何ニ由テ成就シタルカト言ヘハ、即チ天下ノ公論ニ由テ成就スト言ハサルヲ得ス。多年有志ノ人カ大義ヲ明ニシ名分ヲ正スコトヲ論シ、而テ幕府ノ失政ヲ責メテ遂ニ今日ノ盛運ヲ致シタルニ非スヤ。臣子ノ分トシテ之ヲ言フニ憚ルト雖、主上天資聰明英智ニ涉ラセラル、モ猶御弱年ニ在ラセラレ、御親ヲ中興ヲ謀ラセ給ヒシト云ニ非ス。天下ノ公論ヲ聞食サセラレテ其帰著スル所ヲ宸断ヲ以テ之ヲ定メ給フモノニシテ、実ニ公明正大ノ御聖業ナリ。是故ニ将来ニ於テモ議事院ヲ設置シ施政ノ法度ハ衆議ニ附シタル上廟議一決シ宸裁ヲ經テ施行セハ、縦令異論百出スルモ容易ニ變更スルコトヲ得ス。此ノ如クナレハ朝權自ラ重ク億兆之ヲ信シ、朝令暮改ノ誹謗ハ自然ニ弭止スヘシ。然ラサレハ一令出スル毎ニ異論百出シ其間ニ事情纏綿シ遂ニ又之ヲ改ムルニ至リ、遂ニハ旧幕末世ノ覆轍ヲ踐ミ人心ノ乖離スルコト益ス甚シカラン。蓋シ議事院ヲ設置スルハ五箇条御誓文ノ御趣意ヲ補充スルニ在ルナリ。」（「三条宛岩倉建言書」一八六九年・明二・一・二五『実記』中、六八五—六頁。）
- (21) 「岩倉意見書」一八六八年・明元・五月『実記』中、四五七頁。
- (22) 「三条宛岩倉意見書」一八六九年・一・二五『実記』中、六八六頁参照。
- (23) 「建国策」一八七〇年・明三・八月『実記』八三〇頁。『文書』一、三四七頁以下参照。
- (24) 「王政復古外交勅諭草案」一八六八年『文書』二、一三二頁。
- (25) 「岩倉宛嵯峨実愛書翰」一八六九年・明二・二・二二『文書』四、二二八頁。「岩倉宛小河一敏建言書」一八六八年・明元・八・一三同上、七九頁。この批判にたいし岩倉は、「抑今日は天下之英雄豪傑朝堂之上に雲集」（「三条宛岩倉書翰」一八六八年一・二二、同上、一九〇頁）と雄藩々士出身政治家たちを信頼している。
- (26) 「岩倉宛大原重徳書翰」一八六八年・八・一八『文書』四、九〇頁。「岩倉宛宇田淵書翰」一八六九年・六・一七、同上、二八〇—八三頁参照。
- (27) 伊藤武雄『復古の碩師 玉松操（下）』（一九二七年、金雞学院刊）五四—六三頁。「岩倉宛玉松操建言書」一八六八年七月『文書』四、

六六―九頁参照。岩倉は玉松の代わりのブレインとして実学派の横井小楠の弟子で柳川藩家老である立花孝岐の上京を要望したが、逆に立花の徹底した四民平等の主張を容れることが出来ず、立花は帰郷したという。(『文書』四、二二三―四頁参照。)

(28) 「三条宛岩倉意見書」一八六九・一・二五、『実記』中、六八五頁。

(29) 前出「建国策」『実記』中、八二六頁。『文書』一、三八三―四〇頁参照。

(30) たとえば次のように、天皇にたいしほとんど極限と言えるほどの忠誠を尽すべきことを説いている。「苟シクモ皇国ノ地ニ生レ天子之民トナル者、決シテ怠惰偷安シテ主上ノ御盛徳ニ負ク可カラス。況ヤ在官ノ者ニ於テラヤ。語ニ所謂ル君憂レハ臣死ス。今日ノ事亦マサニ黽勉従事、命ヲ尽シカヲ竭シ、以テ斃ル、ニ至テ止ム可シ。然カラスンハ是レ不忠之人也、是不義之人也。」(『門下ニ示スノ書』一八六九年・四月『文書』一、三三六頁。

また、岩倉は尊攘運動以来の尊皇の志を抱き続ける志士にたいしては「皇国ノ元氣ナル者」(『実記』中、四二―頁)、「皆、聖旨ヲ奉戴スル誠意ニ出テサルナシ」(同、下、八〇頁)と賞揚しながらも、他方では「既ニ御一新ニ相成候上ハ、天下之広、億兆之衆といへ共、四民之外ニ其産ヲ破リ業ヲ失ヒ其之所ヲ不得者有之候而ハ、御一新之御盛典ニ於テモ不相濟……其志ニおゐて万々可嘉尚ニ候得共御制度上ニおゐて不相濟……朝廷忠孝節義ヲ御奨励被為遊之御盛意ニも相戻り候」として「浮浪取締掛」による処置を命じている(『御沙汰書草案』一八六九年・明二『文書』二、一五四―五頁)。すなわち天皇への忠誠の心情と近代国家への制度化とをいかにして調和せしむるかが岩倉にとっての課題であった。

(31) 「車駕御親征議」一八六八年正月『文書』一、三〇四―五頁。

(32) 前出、「建国策」『実記』中、八三四頁。

(33) 「三条宛岩倉書翰」一八六八年・五・一三『文書』三、五一―九頁。

(34) 「岩倉具定・具経宛書翰」一八六八年・二・二三『文書』三、四三二―二頁。岩倉自身も出征を希望したが許されなかった。(『実記』中、四九四頁参照。)また、海陸会計事務等総督を兼任した岩倉は、「東北出征ノ将士彈丸雨注ノ中ニ苦辛スルヲ緬想シ、奮テ会計ノ道ニ於テ學生ノ力ヲ尽シテ斃レテ止マント欲スルノミ」(『実記』中、四五七―八頁)と自己の心構えを述べている。

(35) 「宇田栗園等宛書翰」一八六八年・二・二三、同右、四三四頁。宇田ら具定・具経二人の参謀宛のこの書翰中で岩倉は「(兄弟のうち)一人は敵丸に斃れ候事希望致候。」と述べている。しかしこの後、具定らは薩摩軍の「驕慢」ぶりに手を焼き、岩倉に苦情をこぼしている

（同右、四六三頁）。

（36）『実記』中、八五四頁。

（37）「三条宛岩倉書翰」一八六八年一一・二二・『文書』四、一九〇頁。

（38）「中山忠能等宛書翰」一八六八年・八月『文書』四、三八頁。

（39）明治初年、皇族から華頂宮博経親王、東伏見嘉彰親王、公家子弟から西園寺・岩倉具定・同具経・万里小路通房・三条公恭（実美の子）・中御門寛麿等が海外留学のため航渡している。（霞会館編『華族会館史』一九六六年、一二〇頁。）

（40）津田真道「政論」三（『明六雜誌』第一二号、一八七三年・明七・六月）

（41）『文書』下、七九四頁。

（42）前掲『華族会館史』三三六頁。なお、霞会館編『華族会館の百年』一九七五年、「岩倉具視意見書」一八七二年・明五・一一・三『文書』五、一九三―二〇一頁参照。

（43）同右、『文書』五、一九八頁。

（44）「三条・熾仁親王・岩倉連署、立憲政体ニ関スル意見書」一八八二年・明治一五『実記』下、八二〇頁。

四

維新以来大久保ら藩閥政治家と協力して政府を運営してきた岩倉の姿勢は、欧米から帰国し征韓論を乗り切った前後から微妙な変化を見せはじめた。その変化はまず、政府による急激な近代化政策にたいする批判的な見解として表面化した。「抑一新以来施政上外國と対峙之目的有之候為に非常之变革無之而は不相叶件々有之、實際不得已次第に候得共」としながらも、結果的には「一般之人心と相反し候件々而已」であり、「就中士族之不平は一層凝結甚く毎々異謀を企画し政府に抵抗致候¹⁾」と、急激な近代化のために没落して政府に怨みを抱き、萩・秋月・西南戦争などひきつづく反乱によって社会を動揺せしめている士族への影響を憂慮している。同様

に、文明化にともない「欧米二洲奢麗ノ風、文物ト共ニ入り、今日ニ至テ方ニ其弊ヲ見タリ。」⁽²⁾と、物質文明や、また次のように商業化がもたらす精神・道徳面への悪影響についても懸念している。

商法ノ行ハレシヨリ廉恥一掃シ、人々惟利是争ヒ、素然トシテ天下復タ元氣有ル事無シ。嚮者未タ藩ヲ廢セサル、士皆其主ノ為ニ死ヲ致セリ。而今、王室ノ為ニ能ク死ヲ致ス者有ラ聞カサルハ何也。⁽³⁾

士族の動向とともにこのような国民一般の意識の変化も、皇室への忠誠心を支柱として天皇支配体制を構築しようとする岩倉にとっては、はなはだ気懸りなことであつたに違いない。

以上のような悪弊を減ずるために岩倉は近代化の速度を緩め、実質的、漸進的に近代化を計るべきであると主張している。⁽⁴⁾ 他方また、急激な近代化にもなつて中央の商工業に経済力が集中し、地方の農村が疲弊している状況を憂え、「富國ノ策ハ農耕ヲ勸メ地方ヲ盡スヲ以テ急ト為ス。次ニ工業ヲ勃興セシムヘシ……然後奨励又商業ニ及フ可シ」と、地方と農業の重要性に指導的政治家たちの注意を喚起した。この点では岩倉は、やはり漸進主義を唱えて大久保の政治指導を批判した木戸と意見を同じくしている。⁽⁶⁾

岩倉のこの時期における姿勢の変化は藩閥指導者との関係にも表われている。征韓論争による政府分裂後も岩倉は大久保・木戸・大隈重信そして三条を中心とした指導体制を形成しその要の役割を果たしたが、しかしこの間も新政府に不満を抱く島津久光の批判は、熾仁親王・中山忠能・伊達宗城ら旧公家や華族を巻き込んでいただけに、岩倉の足下を揺がすものであつた。久光の批判は政府の近代化政策に反対し、身分制はじめ封建的制度や特権の復活を主張する反動的色彩の濃いものであり、また大久保はじめ政府の有力指導者となつたかつての家臣たちに対する私怨にも根ざしていた。⁽⁷⁾

三条はじめ政府指導者の追放を要求する久光らに対して、岩倉は三条とともに近代化、西欧化にたいし現実的

な立場を貫き、久光の政府批判に逐条的に反論しながら次のように述べて久光の要求をはねつけている。

西洋各国学問の道次第に開き進み、随て其規則も善美を尽し、其主とする所は専ら実用に適するにあり。我国従前の学則の如きにあらず。今日実材を育成するの際、其学制固より各国の善美なる者を選択折衷せざる可らざる儀に候。……

西洋各国兵制具備精美を尽し、以て法と為すに足れり。今之を用ゆるは固り時勢適當の儀にて国家緊要の事と存候。

凡そ国家の典礼時に従て沿革する、古来有之事に候。礼服の如きも今日欧米の風を斟酌するは、猶往事隋唐の制に模倣すると同様の儀にて、苟も取て之を我に用る時は即ち我服なり。必しも洋服と謂ふ可らず。⁽⁸⁾

しかしながら一八七七年（明治一〇）から翌年にかけて、木戸・大久保と信頼していた政治家を相継いで失った岩倉は、伊藤博文と協力し実質的なりリーダーとして政局の運営にあたったが、十四年政変など有力指導者間の分裂をまぬがれることはできなかつた。⁽⁹⁾ また岩倉の指導にたいしても、「常々上手辯を振て人を壓する事ある故人皆老公の徳に不伏故に、此未は中々政府の事六ヶ敷云々」というような批判の目が向けられていた。

岩倉もまた、大久保木戸の亡きあと政府の藩閥的性格にたいしてその弊害と改革の必要を表立って唱えるようになり、岩倉と雄藩出身政治家たちとの思想・立場の相違もようやく明らかになってきた。

夫レ維新ノ功業ニ、三強藩ノ力最多キニ居ル、要路ノ廷臣此ヨリ出ツル最多キハ勢ナリ。而テ世人之ヲ目シテ藩党政府ト曰フ者ハ何ソヤ。当初匆卒ノ際未タ人ノ賢否如何ヲ選ムニ違アラス。功臣先ツ其知ル所ノ者ヲ举用スルヨリ凶ラス僥倖ノ門ヲ開キ、輕佻浮薄ノ徒寢ク攀縁シテ仕路ニ進ムコトヲ得、于謁苞苴ノ風モ亦随フテ暗ニ行ハル、是レ濫薦妄用ニ至ルヲ以テノ故ナリ。曩ニ廟堂之ヲ憂ヘ屢々淘汰ヲ行フテ恩愈々薄ク、頻ニ職制章程ヲ更メテ責益々輕シ。而テ不能者却テ職ヲ離レス、能者野ニ隱クルノ弊アツテ、徳義ノ風蕩然將ニ地ヲ払ハントス。是ヲ以テ憂国ノ士ハ家ニ論シテ巷ニ議シ、詭弁ノ徒ハ益々民心ヲ買フノ便ヲ得ルニ至ル。又顧念シテ此ニ至レハ、長大息ニ堪ヘサルナリ。早ク考試選舉ノ法ヲ設ケ功勞恩養ノ典ヲ立ツレハ、此等ノ秕弊自ラ漸ク革マル所アル可シ。⁽¹¹⁾

このような岩倉の変化は自由民権運動に対する警戒によっていっそう深まった。岩倉は、この運動の中心となった士族層にたいして幕末期に志士にたいし感じていた期待を持ちつづけていた。維新後は近代化の担い手としても期待を寄せ、「此輩ハ原ト累世ノ積聚ニ仍リ幼穉ノ時ヨリ其脳漿ニ涵養スル所ノ者ハ文武ノ両道即チ忠孝節義・戦闘治國ノ道ニシテ、進取有為ノ氣象ハ獨リ此種族ニ存」することは、士族が明治維新を遂行した中心的勢力だっただけではなく、維新後も文武官僚・企業経営者・教員など社会の要所を占めていることによっても明らかである。したがって「全國四拾萬戸ノ士業ハ實ニ皇國有用ノ種族ニシテ、将来益々國家ノ文明ヲ進メ民業ノ百科ヲ興シ、或ハ若シ國歩艱難ノ日ニ当ラハ粉骨碎身以テ之ヲ維持擁護スルノ才幹アル者モ亦此ノ種族ニ在ル」と、その国家・社会における役割の重要性を強調した。

しかしながら維新後の士族の全てが境遇に恵まれているわけではなく、職業と生計の路を失った士族の多くは生活に困窮し、反政府運動に影響されやすい状態にある。したがって士族のためには授産と教育が必要である。岩倉は士族授産の必要性をくり返し説き続けているが、とりわけ地方に「実業学校」を設け、そこで士族青年に「農工二科」の「実学」を教育し、「自立營生ノ道ヲ得」しめ、彼らが「文明ニ向ヒ己レヲ立テ、他ヲ利シ、人生ノ康福ヲ樂シムニ至」らしめようとした。そうすることによって、就学のために上京する士族青年が「浮薄ノ風」に満ち「匪徒ヲ植ルノ園圃ト謂フ」べき都会で「空理に趨リ輕佻ニ陥ルノ弊」を防止しようとしたのである。⁽¹²⁾

岩倉は士族にたいして右のような経済上の役割だけではなく、政治的にも重要な役割を果すことを期待した。すなわち士族にたいしては授産だけではなく、「宜ク其氣節ヲ磨勵シテ向フ所ヲ知ラシムルコト」が必要である。そのための制度として「宮内省中ニ勸業院ヲ置キ全國ノ士族ヲ統轄シ、之カ産業ヲ制シテ飢寒ノ憂ナカラシメ、之カ學術ヲ授ケテ忠孝ノ道ヲ講セシムヘシ」というのが岩倉の構想であった。そしてこのように皇室が直接士族

の生活を保護しその思想の教化につとめるならば、「皇室至仁ノ德澤覃フ所大ニシテ、士風振興ノ功置郵シテ傳フルヨリモ速カナラン。果シテ然ルトキ他ノ農工商ノ三民亦再ヒ標準ヲ得テ尚武ノ風大ニ起リ、陸海軍ノ資ト為ルコトヲ得テ國家保障ノ實力迥ニ今日ニ憂ル者アラン」と、その軍事的役割も期待している。

岩倉はまた、士族に期待する社会的役割をヨーロッパ社会におけるブルジョアジーの社会的地位になぞらえ、「蓋シ聞ク、歐洲ニ中等社會アリ。貴族ヲ以テ上等トシ、都府ノ人士ヲ以テ中等トシ、農民・雇工ヲ以テ下等トス。現今歐洲ノ景状ハ史家之ヲ中等社會ノ世ト謂フ。其文學・政事以下百科ノ業ニ至ルマテ皆中等社會ノ振起スル所ニ屬シ、邦國ノ治安モ亦中等社會ノ上下ノ間ヲ扶持彌縫スルニ依ル。輒近支那ノ振ハサルモ、即チ其中等社會ノ氣力ナキニ由ルト云フ。蓋シ我カ國ノ士族ハ一種中等社會ノ良善ナルモノナリ」とのべて、その政治・文化における中心的役割と国民社会結合の中核的地位のもつ重要性を強調している。ことに後者については、前述の華族の社会的地位をめぐる発言と合わせて、岩倉の構想する社会が階層的構造を持つていたことがうかがわれる。⁽¹⁵⁾

しかも同時に、岩倉が士族の授産・教育を宮内省や皇室の管轄下に置き、それらの事業をつうじて皇室と士族とを「聖上ノ仁德、民人感泣セサルハナシ」という恩愛と忠誠の絆で結びつけ、さらにこのような士族の精神を国民全般に広げようとする構想や、前述の華族にたいする期待にも表われているように皇室にたいする忠誠心が岩倉の構想する階層社会を貫いている。そしてこの天皇支配の体制構想にとって、自由民権運動の影響下にあつて動揺する士族の動向は重大な政治問題であつた。

君、主、ハ、万、民、ノ、父、母、タ、リ。万、民、ハ、君、主、ノ、赤、子、タ、リ。故、ニ、一、夫、モ、其、所、ヲ、得、サ、ル、者、ア、レ、ハ、聖、主、之、カ、為、ニ、憂、悶、ス。今、ヤ、大、政、維、新、万、民、其、所、ニ、安、ン、ス。独、リ、士、族、ニ、至、テ、ハ、恆、産、ナ、ク、常、業、ナ、ク、其、情、大、ニ、憫、ム、ヘ、キ、モ、有、リ。⁽¹⁷⁾

此際ニ方リ、恰モ歐洲ノ過激自由ノ説我カ邦ニ輸入シ、非常ノ速力ヲ以テ都鄙ニ伝シ、尤モ在野政党士族ノ脳髓ヲ刺衝シ其毒分深ク無形ノ間ニ根柢ヲ固結シ、從來固有スル所ノ忠孝淳朴ノ風ヲシテ殆ント將サニ一掃セシメントス。士族ニシテ果シテ此ノ如クナルトキハ、其弊ヤ所謂平民ナルモノ、脳髓ヲシテ亦此風習ニ浸染セシムルニ至ラン。⁽¹⁸⁾

岩倉にとつて自由民権論は「金甌無缺ノ國體ヲ以テ野蠻視シ、外國君臣爭奪、比隣搏噬ノ間ニ成ル所ノ國體ヲ以テ文明視」するものであり、天賦人權論や社会契約説も「他ノ建國ノ體ヨリ言ヘハ則チ不可ナルナキカ如シト雖、吾カ君臣始ヨリ其分アルノ國ニ在リ尚ホ之ヲ假テ政治ヲ講スルノ典據ト爲サントスルハ蒙昧杜撰尤甚シト謂フ可シ。況ヤ人民力定ムル所ノ憲法ヲ以テ至尊ノ天職ヲ規矩シ大権ヲ檢束セント試ミルニ於テヲヤ。噫何ソ不臣ノ極、遂ニ此ニ至ルヤ」と、それらが日本の「國體」と相容れないものであることを強調し、これら「横議ヲ逞フスル者」⁽¹⁹⁾を取締るべきことを主張している。

政府の姿勢についても岩倉は「政令ヲ嚴肅ニシ威權ヲ把握シ」、「横議ノ徒ヲシテ喙ヲ容ル、ノ隙ヲ得サラシメ」⁽²⁰⁾るように求めているが、ここには幕末から維新の初めに見られた公論主義にたいする開かれた態度は消え失せている。また明治一四年の政変やそれに続く自由党・立憲改進黨の結成という自由民権運動の高場に直面して危機感をつのらせ、しかも民権運動を抑えることが出来ない藩閥政治家たちにたいする不満を爆発させて断固として全国の民権運動の拠点になっている府県会を一時閉鎖し軍隊の威力をもって不平分子を圧倒すべきことを主張した。

断固トシテ一タヒ府県会ヲ中止シ、上ミ陛下ヨリ下モ百官僚属ニ至ルマテ主義ヲ一ニシテ動カス目的ヲ同フシテ變セス、更ニ万機ヲ一新スルノ精神ヲ奮勵シ、陛下ノ愛信シテ股肱トシ且ツ以テ国家ノ重ヲ為ス所ノ海陸軍及警視ノ勢威ヲ左右ニ提ケ、凜然トシテ下ニ臨ミ民心ヲシテ戰栗スル所アラシムヘシ。凡ソ非常ノ際ハ一豪傑振起シ所謂武断專制ヲ以テ治術ヲ施ス、古今其例少カラス。故ニ此時ニ当テ半期一歳ノ間或ハ數々不平ノ徒アルモ亦何ソ顧慮スルニ足ンヤ。⁽²¹⁾

しかも岩倉は、このような危機の種子が、板垣らにより民選議院設立建白書が提出され、また大阪会議が開かれて漸次立憲政体を設立するとの詔書が出された一八七四、五年（明治七、八）にすでに蒔かれていたと考えている。岩倉によれば、そもそも日本は久しく鎖国していたにもかかわらず、「其開穀ノ急速ニ失スル殆ンド佛國ニ過ルカ如」き状態であったために、すでに明治初年から「急開ノ弊」が生じている。府県会の開設なども「開進ノ順序ヲ失」った一例である。このまま推移すれば「数年ヲ出スシテ（フランス革命における）上下顛倒秩序紊亂ノ覆轍ヲ蹈ム」⁽²²⁾ことになるであろう。とりわけ一八七四、五年以後は、「民心日ニ躁進ニ赴キ、上下漸ク乖離ノ状ヲ呈シ、政府ノ權威亦稍衰フル所アル」ように思われる。その原因は、一つには「創業ノ既ニ成ルヲ以テ上下少ク恬熙苟安ノ情状」というように、維新の実現によって政府や国民が一時の安心感を持つようになったことであり、もう一つには「民心ノ未タ定ラサルニ乗シ、非常ノ速力ヲ以テ西洋自由權利ノ説ヲ輸入シ之ヲ鼓舞煽動」⁽²³⁾したことによる。ともあれ岩倉には自由民権運動が猛威をふるい、「其演説場ニ説ク所ル新聞紙ニ論スル所、専ラ罔上犯分ヲ事トシ樹黨營私至ラサル所ナ」く、「佛蘭西革命ノ前時ト雖モ恐クハ此形勢ヲ距ル甚タ遠カラサルヘシ」⁽²⁴⁾とさえ思われた。

しかもこのような危機を招いた責任の半ばは藩閥政治家たちが一八七五年一月の大阪会議でとり決めた漸次立憲政体設立の詔書にある。当時、木戸の立憲政体案によってリードされた大阪会議の決定について岩倉は、それが「下民上ヲ罔スルノ路ヲ闢キ、大權下ニ移ルノ漸ヲ爲シ、實ニ太祖以降二千五百三十餘年確然不易ノ國體ヲシテ一變復タ回ス可ラサシムルノ原因タルノ虞アリ」⁽²⁵⁾と考え、大久保を詰問したが満足な回答を得られず、病気を理由に政府の会議を欠席し辞表を提出することまで行なったが、結局一時妥協せざるをえなかった。⁽²⁶⁾しかも岩倉の目には「維新ノ功臣」たちの多くは変節をとげており、彼は「憂憤ノ情ニ堪」ざる心境でその後の政局を担当

してきた。

立憲政体構想にたいする具体的な批判点としては、まず議院内閣制について、「(イギリスにおいては)名ハ國王ト議院ト主權ヲ分ツト稱スト雖、其實ハ主權ハ専ラ議院ニ在リテ國王ハ徒ニ虚器ヲ擁スルノミ」である。イギリス政治のいわゆる國王は君臨すれども統治せずと言うのも、「其實形宛モ我國中古以來政治ノ實權ハ武門ニ檢シタルト異ナルコト無シ」と、イギリス流の議院内閣制をあたかも幕府政治と同様に見なし、天皇の主權が奪われることを警戒している。同様の警戒や反発は、本来朝廷の所有である「王土」を官有地民有地などと稱することや、徴税や帝室費が大藏卿の権限内にあることなどに対しても向けられている。また、元老院や大審院の設立など、そもそも制度化そのものに対しても不信の目を向けている。さらに「復古ノ業ヲ^はムルニ方リ、主上幼冲ヲ以テ翼贊ノ臣機務ヲ分攝シ遂ニ藩黨政府ノ形ヲ成ス」と言うように、この時期の岩倉はともに明治維新を遂行してきた藩閥政治家に対してさえも警戒の念を抱き、「藩黨政府」の存在にたいし自己の構想する政治体制とは相容れないものとして否定的態度をとるようになっていく。晩年の岩倉はヨーロッパ的な近代国家の原理や、その原理を受容しようとする藩閥政治家に対して、皇国イデオロギーの立場から次のように反発をつよめている。

抑此国土ハ吾カ皇室ノ所有ニシテ、租税徴収ノ權ハ天祖ノ授ケ賜フ所ナリ。皇上故ナク其所有ヲ棄テ、其租税徴収ノ權ヲ抛ケ給フハ、豈ニ其レ理アラシヤ。宜ク天祖カ授ケ賜フ所ノ權ヲ掌握セラルコトヲ昭示シテ之ヲ万世ノ貽謀トナスヘキナリ。嗚呼名分ノ紊乱スルハ一日モ忽諸ニ附ス可カラス……国土所有・租税徴・收蠲免ノ主權ヲシテ其所在ヲ明瞭ニセント欲ス。⁽²⁸⁾

このような岩倉の思想は、彼の憲法構想にもあらわれている。当時自由民権論者(立憲改進黨系)が主唱していたイギリス的な憲法草案に対しては、前述のように議院内閣制が天皇の主權を分割することや、實際上その運営

においてイギリスのような二大政党制にはならず不安定な小党分立になるであろうこと、政権交代にとまらうパトロネージによって「少年才子」が権力を握るようになるであろうことをあげて反対している。これにたいしてプロシア憲法は、「國王ハ國民ヲ統フルノミナラス且實ニ國政ヲ理シ、立法ノ權ハ議院ト之ヲ分ツト雖行政ノ權ハ專ラ國王ノ手中ニ在リテ敢テ譲予セス、國王ハ議院政黨ノ多少ニ拘ハララスシテ其宰相執政ヲ撰任」し、「内閣ヲシテ議院ノ外ニ在ラシメ」ることを規定しており、立憲政体形成に着手したばかりの日本としては「漸進ノ主義」をとって国民に部分的な参政権のみを認めるプロシア憲法を採用すべきであるという結論を述べている。⁽²⁹⁾

ところでこの時より以前、一八八〇年（明一二）一月すでに岩倉は憲法制定に関する建議書を書いているが、そこでは「憲法ハ海外各邦ノ方法ヲ模範トセス、我邦皇統ノ無窮・民俗ノ習慣・國民ノ秩序等、佗邦ニ異ナル所以ヲ考察シテ之ヲ制定シ、以テ皇室ノ基礎ヲ鞏固ナラシムヘシ」と日本の「国体」の独自性に見合った独自の憲法を制定すべきこと、また皇室の權威を維持することをその制定の主たる目的とすべきことを説いている。また同時に、前述のように華・土族を中心とする階層的な社会秩序をとるべきことを合わせて説いている。しかし反面、この岩倉の憲法案は民選議院を欠いており、それゆえ岩倉がこの案にたいする意見を求めた太政官大書記官井上毅によって、そもそも近代的憲法（「コンスチテュション」）たるの資格を欠くと批判されざるをえなかつた。⁽³⁰⁾

それゆえに岩倉は妥協案として前述のプロシア型憲法を提案したと思われるが、それにもかかわらず他面において近代立憲制に対する警戒をぬぐい去ることも、天皇支配体制への復古の憧憬を捨てることも出来なかつた。そのために岩倉が理想として描いたのは、左のような家産国家的な国家像であつた。

謹テ案スルニ、吾カ皇祖ノ命ヲ受ケ初メテ此国土ニ君臨シ給フヨリ、皇統一系万億斯年ニ伝ヘテ変ラス、国土ハ則チ皇

室ノ国土、臣民ハ則チ皇室ノ臣民ニシテ誠ニ天子ハ四海ニ家スルノ義ニ適合シ給フ故ニ、国家ト謂ヘハ吾皇室・国土及臣民ヲ合称シ、国政ハ即チ皇室ノ公務、政府ハ即チ之ヲ舉行スル所ノ府ニシテ、皇室政府始メヨリニアルニ非サルナリ。⁽³¹⁾

このような体制はそもそも日本固有の「建國ノ體」にもとづき恒久的なものであるがゆえに、武家の支配が長期にわたったにもかかわらず「大義ヲ唱フル者一タヒ出ツレハ闔國響應シ、輒ク大政維新ヲ致」したのも「素因自ラ存ス」るがゆえである。⁽³²⁾ したがってまた維新後の近代化、政局の運営においても天皇が率先して範を示し百官有司を指揮し、「百官有司ハ陛下覆載ノ仁慈ヲ奉體シ大政ヲ翊贊」するならば、「億兆モ亦自ラ奉上ノ心ヲ敦クシ怨嗟ノ聲ヲ遏メ、各其産業ヲ治メ、富強ノ実随テ挙カルニ至」るであろう。かくして本来「淳良樸実」にして「皇國ノ志士」たる人民の協力を得て「全國一和是ノ如クナルトキハ、始テ海外萬國ト対峙並肩シ、万世不易ノ帝業成立シ、宇内ニ雄飛スルコト亦期スヘキ」である。⁽³³⁾

このような天皇支配を立憲的制度化から守り、他方また自由民権運動の攻撃から守るために、晩年の岩倉は皇室の防壁を築き基礎を固めることに情熱を傾けている。それらの対策のねらいとするところは、「我國今將ニ憲法ヲ建定セントセハ、先ツ皇室ノ基礎タル實質ヲ鞏固ニシテ、以テ千萬歳後大權動揺ノ弊ヲ今日ニ防遏セサル可カラス」⁽³⁴⁾とのべているように、立憲政体設立の先手を打って皇室の実権を確立しようとするところにあつた。

また自由民権運動に対しては、その「激進」にして「常ニ其適當ノ程度ヲ超過」し、「自治ヲ務メスシテ自由ヲ求メ」る性格ゆえに「官民乖離」して、憲法も天皇も国会によって支配されるに至るであろうと予測している。そしてその対策として、皇室財産を豊富にして陸海軍の経費はそこから支出し、民権派鎮圧の武力を皇室の手に握ること、またそのためには国民の財産と皇室のそれとが大差ない程度にしなければならぬと述べている。そして、そのようにすれば、「政府ハ純ラ民人ノ租税ニ因テ維持スルノ名ナク、人民ハ常ニ皇家ノ恩恵ニ依ルノ実

アリ」と、ここでも彼の国家観にふさわしく、皇室の国民にたいする恩恵を強調している⁽³⁵⁾。

岩倉の次の布石は皇室の藩屏たる華族の強化であったことはすでに述べたが、華族祿の投資を国家の基幹産業である鉄道事業などに向けしめたことも、皇室の実権確保の目的にそったものと考えられる。おなじく陸海軍についても、天皇にたいし、「将士ノ心ヲ收攬シ軍氣ヲ鼓舞」し、「曹伍ニ至ルマテ」「君臣ノ情誼ヲ親密ニセラレタキ事」を希望している⁽³⁶⁾。また地方における戸長ら有力者が名誉を求めめる傾向があることに着目し、「皇室ハ榮譽ノ淵源」として彼らにふさわしい役職を与えて「農商ノ財産名望アル者ノ心ヲ收攬」し、皇室の国民レベルにおける基礎にしようとしている⁽³⁷⁾。

最後に岩倉は、柳原前光らの助力を得て皇室制度の調査を行なっている。これは伊藤博文による立憲制度の調査に対抗するものでもあった。岩倉らの調査は、皇室財産・皇室領・神祇官の再興（それによる官吏任命）皇室儀式（「明治ノ式ヲ作ル」）、などを対象とし、「古制ノ良ヲ存シ」、ロシア・オーストリアなど「外國ノ制度ヲ採酌」して「帝室ノ爲ニ大鐵壁ヲ作」ることを目標とした⁽³⁸⁾。この調査はのちに「皇室典範」に結実した。

岩倉最後の事業は京都保存であった。病を冒して陣頭指揮にあたった彼は、この朝廷の故地を保存し、古式にのっとりた礼祭を挙行することによって、国民の間に文明開化によって忘れ去られようとする忠孝倫理を復活しそれを皇室へ向けしめようとするものであった。そしてその実現を見ることなく、また伊藤博文がたずさえて帰国するはずの憲法草案を気にかけて、一八八三年（明治一六）七月波乱にみちた生涯の最後の息をひきとった。

(1) 「三条宛書翰」一八七七年（明一〇）五・三〇『文書』七、六八頁。

(2) 「国本培養ニ関スル上書」一八七九年（明一二）三月『文書』一、四二九頁。

(3) 「岩公意見書」一八七四年（明七）五月『文書』二、一七二頁。

- (4) 「内国ノ情態ヲ考察シ億兆ノ休戚ヲ商量シ、輕躁妄進ヲ戒慎シ開明ノ虚飾ニ趨ラス富強ノ実力ヲ培養シ、徐々トシテ大成ヲ期スルコトヲ是レ務ムヘシ。」(『岩倉意見書』一八七五年(明八)二月『実記』下、二二二頁。)
- (5) 「三条宛意見書」一八八二年・明一五・七月『実記』下、八四二頁。「財政ニ関スル意見書」一八八一年・八月『文書』一、四四八―五頁参照。
- (6) 前掲拙稿「明治維新指導者の構想」参照。
- (7) 「在官の旧臣等、過半奸臣に同意し、洋風に浸淫し、冗費放逸侈大詐術を以て文明開化、自主自由と称揚し、臣か言を以て固陋因循とし、讒口傲々事行れず 旧主を輕蔑愚視する諸藩士等、何そ皇上に真忠を尽さんや。皆富貴を貪るの私心を以て終に國家を不測の禍に陥んとす」(『島津久光上書』一七八四年(明七)一〇月『文書』六、三八七頁。)
- (8) 『文書』六、(一八七五年五月)三〇二―三五頁。
- (9) 西郷軍の反乱に遭遇した岩倉は、かつてともに政府指揮者であった西郷にたいして仮借のない批難をあげている。「嗚呼國家ノ元勳ニシテ此ノ如ク賊臣ト為ルハ抑何ノ故ゾヤ。千思百慮スト雖其事由ヲ解スルコト能ハス。実ニ維新以前ヨリ今日ニ及フマテ天下ヲ瞞著シ衆人ヲ愚弄シタルコト其レ亦甚シト謂ハサルヘケンヤ。然リト雖モ其心術ノ正、不正ハ今更問フノ必要ナシ。惟干戈ヲ弄シ國家ノ安寧ヲ擾乱スル罪ノ如キハ決シテ不問ニ措クヘカラス。」(『三条・木戸宛書翰』一八七七年・明一〇・三・一『実記』下、三九八頁)
- (10) 「岩倉宛三宮義胤書翰」一八七四・明七・一・二八『文書』五、四八五頁。岩倉に対する批判としては、その指導力にたいして黒田清隆が発したものがあつた。(『三条・岩倉宛黒田書翰』一八七九・明一二・四二五『文書』七、一一二頁)また岩倉の息子たちが官軍の指揮官に任命されたことなどから「權勢を貪り私あり『実記』中、二八二頁」といった批判も散見される。
- (11) 「三条宛意見書」一八八二・明一五・七月『実記』下、八四三頁。
- (12) 「華士族授産之儀ニ付建議」一八七八年・明一一・七月『文書』一、四二二―三、『実記』下、五五二―四頁。士族授産の必要性については、岩倉は木戸と意見を同じくし協力している。(『実記』下、五四一頁参照。)
- (13) 「勸業院ヲ置キ士族ニ生産ヲ授クルノ議」一八八二・明一五・一二月『実記』九三〇頁。
- (14) 「華士族授産之儀ニ付建議」一八七八年・明一一・七月『文書』一、四一三頁。
- (15) 「國民ノ秩序ヲ定ムルハ、我邦平民ノ上ニ士族アリ、士族ノ上ニ華族アリテ皇族アリテ天皇陛下之ヲ統御ス。永クコノ秩序ヲ紊タサスシ

テ帝室ノ藩屏トナスヘシ。コレヲ定ムルハ品位爵勲ヲ以テ輕重尊卑ヲ明ニスヘシ。」（稲田正次「明治十三年の岩倉・元田憲法制定論について」で紹介された新史料『富士論叢』一八の一、一九七三年五月、一三二頁）

(16) 「土族授産ノ意見書」一八八一年・明一四・九月『実記』下、六四七頁。『文書』一、四六六頁以下参照。

(17) 同右、『実記』六四三頁。

(18) 「土族授産ノ意見書」一八七八年・明一一・七月『実記』下、五四七頁。『文書』一、四一四頁参照。

(19) 「地所名称ノ更定等ニ関スル意見書」一八八二年・明一五・七月『実記』下、八四五頁。

(20) 「官民ヲ調和シ海軍ヲ拡張スルノ意見書」一八八二年・九月『実記』下、九一三頁。

(21) 「府県会中止ノ意見書」一八八二年二月『実記』下、九四九頁。ただし岩倉はこの措置は「威権失墜ノ弊」を除くためにとる一時的なものであり、基本的には国民にも「応分ノ権」を与え、漸進的な近代化を行なうというのが本意であると述べている。（同右、九五〇―一頁参照）

(22) 同右、九五〇頁。

(23) 同右、九四四頁。

(24) 同右、九四六頁。

(25) 同右、九四六頁。

(26) 「座右日歴覚書」『文書』一、八五頁。具体的な発言としては、元老院と大審院の設置について、「国体一変 基タル」ことを理由に一貫して反対している。（同、八六頁）

(27) 「地所名称ノ更定等ニ関スル意見書」一八八二年・七月『実記』下、八四六―七頁。

(28) 同右、八五五―六頁。

(29) 「憲法制定ニ関スル意見書」一八八一年・明一四・七月『実記』下七二―二九頁。

(30) 稲田、前掲論文参照。

(31) 「地所名称ノ更定等ニ関スル意見書」一八八二年・七月『実記』下、八四四頁。

(32) 同右、八四七―八頁。

(33) 「国勢ト将来ノ準的に關スル建言書」一八七五年・明八・二月『実記』下、二二六頁。同上、七九五、八四二頁。

(34) 「皇室財産ニ關スル意見書」一八八二年・明一五・二月、『実記』下、八二二頁。

(35) 同右、八二三―四頁。

(36) 「機務数件ノ上奏」一八七九年・明一二・六月『実記』下、六〇九頁。

(37) 「勸業院ヲ置キ士族ニ生産ヲ授クルノ議」一八八二年・十一月、『実記』九三五頁。

(38) 「岩倉宛柳原前先書翰」一八八二年・一〇・一九『実記』下、九七五頁。同上、九六〇頁。

結びにかえて

岩倉が死の直前に、山縣有朋に宛てて書いた書翰には、皇太子教育についての調査の依頼が述べられてい
る。「小生大患に罹り最早世人も同様之義に付……唯今不急之様には候へ共、小生には早く目途を立て置度企
望之事に候。若し舊朝廷先規の如く中山家より御取返し唯深宮にて御養育等之事有之候ては、最早頼處無之と存
候⁽¹⁾」というその文面からは、最後の瞬間まで皇室と国家の将来をめぐる思案で脳中を満たし続けた政治家岩倉の
像が浮かび上ってくる。その岩倉が、天皇支配の構想の要点として皇太子教育を重視したことは当然であろう。

しかしながら天皇が十分な教育を受け能力を身につけたとしても岩倉の構想が完全には実現しえないであろう
ことは、岩倉自身が自覚していたと思われる。現実には藩閥政治家によって構成される立憲政体に依存し、侍輔
による天皇親政論を拒げるべきことを天皇に説いている。

立憲ノ政治ハ、君上大綱ヲ綜攬シテ、政務ハ擧ケテ之ヲ諸省長官ニ任シ、其責メニ当ラシムルノミ。今ノ閣臣諸臣ハ皆
中興ノ元勳ナリ。伏シテ願クハ、陛下賢ニ任シテ疑ハス、而テ官府一体、事大小ト無ク聖意ノ在ル所ハ必ス主任ノ長官ヲ
召シテ親ク訓諭シ給ヒ其事或ハ聖慮ニ副ハサルカ如キアラハ亦必ス長官ヲ召シテ咨問シ給ハ、実ニ国家ノ幸福ナラン。

廟議ニ任スルモノ、外侍従ノ臣別ニ内旨ヲ奉スルカ如キアリテ万一中外ニ漏洩セハ毫釐千里ノ差、其弊害勝ケテ言フヘカラサルニ至ラン。是レ尤懼ル所ナリ。⁽²⁾

結局のところ、天皇の支配は藩閥政治家たちと、彼らが形成した立憲政体の上にかつがれざるを得なかった。侍輔の主張するように天皇親政を実行することは、政変の危険をとまなうばかりではなく、實際上不可能であつた。そのことは、公家出身の政治家の中ではきわめて現実的な能力を発揮したと思われる岩倉ですら、自分分は国家非常の時に際して危機に身を投じ志士の先駆けをする「創業」の能力を持ち合わせていても、「成業ヲ輔ケテ太平ヲ賛シ、内外ノ事宜ヲ畫策スルニ至テハ、才短ク識浅ク実ニ勝ヘサル所、臣日夜戰兢シテ爲サン所ヲ知ラサルナリ」と述べていることから明らかであろう。⁽³⁾

岩倉の死後帰国した伊藤が形成した明治国家は、その立憲的構造の中に岩倉が構想したような天皇支配のイデオロギ―を「顕教」として吸収した。岩倉以後の西園寺公望、近衛文麿らの公家政治家は、そのたてまえゆえに政治的地位を手にし、また能力不相応な期待をかけられはしたが、国家体制を担う気力も責任感もなく、国家の陪食的存在にとどまったといえよう。⁽⁴⁾

(1) 「山県宛書翰」一八八三年・明一六・七・一五『文書』七、一七七一―八頁。

(2) 「万機親政他上奏文」一八七九年・明一二・六月『実記』六〇八頁。

(3) 「国本培養ニ関スル上書」一八七九年・明一二・三月『文書』一、四二五頁。

(4) その後の華族については前掲『華族会館史』、『華族会館の百年』のほか、金沢誠「華族について」（金沢他編『華族』一八六八年 講談社刊）を参照。